

令和5年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和5年9月6日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健 太郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

通告番号1番	堀田 一徳	議員	P 7
通告番号2番	堀池 浩	議員	P 13
通告番号3番	山口 隆	議員	P 22
通告番号4番	坂中 信浩	議員	P 37
通告番号5番	小田 成実	議員	P 44
通告番号6番	山中 美由紀	議員	P 53
通告番号7番	増山 真理	議員	P 69
通告番号8番	辻 清人	議員	P 72
通告番号9番	田口 一信	議員	P 83

(1 0 : 0 0)

議 _____ **長** ご起立を願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和5年9月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び小牟田一紀議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程(案)のとおり、本日から9月26日までの21日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月26日までの21日間と決定をいたしました。

議 _____ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

(1 0 : 0 1)

日程第3 諸般の報告

議 _____ **長** 次に日程第3「諸般の報告」を行います。

去る6月27日川棚地区防犯協会連合総会並びに川棚地区暴力追放運動推進協議会総会が本町役場で開催をされました。

次に、7月7日、東彼杵郡町村会肉牛共励会が佐世保食肉センターで開催をされ、金賞に川棚町の横山氏、また団体賞に川棚支部が受賞をされました。誠にめでたうございます。

次に、7月11日、県町村議会議員研修会が長崎市で開催をされ、「議事機関としての質疑・質問のあり方」と「防災・減災・危機管理への対応」という2つのテーマで講演を受けております。

次に、7月13日、本町議会臨時会が開催をされ、主に「大崎自然公園交流広場人工芝改修工事」に係る工事請負契約の締結について、審査をし、可決をしております。

翌、7月14日、「西九州自動車道建設促進期成会総会」が松浦市で開催され、工事の進捗状況報告のほか、それぞれの区間の早期完成、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間や武雄南インターチェンジ間の4車線化の整備促進、早期着手等の要望決議を行っております。

次に、7月27日、東彼杵郡森林組合総会総代会がJA川棚支店で開催をされ、令和4年度事業報告や令和5年度の事業計画等が審査されました。

次に、8月1日、川棚町において、「令和5年度第27回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会」が本町役場で開催をされ、令和4年度事業経過報告・収支決算報告、令和5年度事業計画案・収支予算案や役員を選任等が行われました。また、基幹農道川棚西部地区の進捗状況や今年度の工事概要について説明を受けた後、現地視察を行っております。

翌、8月24日、県議長会委員長研修会が長崎市で開催をされ、「町村議会の委員会運営」と「政局の行方について」という2つのテーマで講演を受けております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配付をしております「議長諸報告」が6月定例会以降、私が主に出席をした会議等であります。

その他、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、6月、7月、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。

また、議員派遣結果報告書の写し3件分を配付をしております。以上で、

私からの報告を終わりといたします。

(1 0 : 0 5)

日程第4 行政報告

議 長 次に、日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、令和5年川棚町議会9月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは始めに、行政報告を1件させていただきます。

ふるさと応援大使の任命についてでございます。

本町では、現在ふるさと応援大使として俳優や脚本家の岩松了氏を任命しているところではありますが、この度、2人目のふるさと応援大使として、本町在住の詩絵里さんを任命いたしました。

詩絵里さんは、2017年に結成されたダンス・ボーカルユニット「九州女子翼」の中心メンバーとして活躍されておられます。

「九州女子翼」は、先日開催された、川棚夏まつりにおいて、凱旋ライブを実施し、圧巻のパフォーマンスを披露していただきました。

今後、川棚町の魅力をいろいろな場面で発信していただけたらと思っております。以上、行政報告といたします。

次に、本定例会での行政からの提出議案等ではありますが、教育委員会委員の同意1件、報告案件1件、令和4年度決算認定7件、令和5年度補正予算5件、条例の一部改正4件、工事請負契約の変更1件でございます。

提案理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

(1 0 : 0 7)

日程第5 一般質問

議 長 次に、日程第5「一般質問」を行います。本定例会での一般質

問の通告者は9人であります。これから、通告順に従って質問を許可いたします。まず、堀田一徳議員。

1 堀田 おはようございます。議席番号1番、堀田一徳です。「より良い郷土資料の保存、展示に向けて」、町長・教育長に質問をいたします。

町の歴史を学ぶ場として「郷土資料館」は「地域の貴重な資産」と位置づけられるべきであります。収蔵品の中には町民からの寄贈された農具や民俗的、歴史的な文献、写真などの資料が多くあります。郷土資料を大切に保存、管理して後世に伝え、町の歴史や文化についての教育普及活動に努めるべきと考えます。そこで、以下の点を尋ねます。

①令和2年12月定例会で質問した際、「新庁舎完成後に第二別館を改修し移転する予定であり、貴重な資料なので常設展示をして町民の皆様にみていただきたい」と教育長が答弁をされております。どの時期に郷土資料館として開館する予定ですか。

②平成24年6月定例会で同僚議員の質問に当時の教育長が「郷土資料館の整備を検討していく中でジオラマの作成を是非考えていきたい」と答弁されている。町内各地に点在する戦時遺構を集約したジオラマを作成し、平和学習や観光面での利用、本町の歴史の継承に活用できないか。

③郷土資料館が開館した後に、ミニコーナー展やパネル展といった小規模の展示や映像上映といったイベント開催の考えは。

④部屋の一部を講演や実物を使用し体験を伴う講座などのための実習室や研修室などに整備できないか。

⑤いろいろな資料を管理、調査するための専門職員の配置は。以上、壇上からの質問といたします。

議 長 教育長。

教 育 長 堀田議員の「より良い郷土資料の保存、展示に向けて」のご質問にお答えいたします。

まず①の「どの時期に郷土資料館として開館する予定か」についてでございます。

現在の第二別館は、昭和40年築で建設から60年近くが経とうとしている老朽化した建物です。郷土資料館への改修に先立ち、耐震診断を実施して建物の耐震改修の方法等を調査し、その改修事業計画について、昨年度の町

事務事業評価審査会に諮りましたところ、耐震診断の結果、耐震補強及び大規模な改修を含めた検討が必要とされており、その状態で住民等を対象とした展示スペースや職員等が常駐するスペースとしての利用は難しいと判断されました。再検討の評価を受けていると聞いております。

従いまして、現段階では開館時期は未定でございます。

②の「戦争遺構を集約したジオラマを作成し、平和学習や観光面での利用や本町の歴史承継に活用できないか」とのご質問にお答えいたします。

郷土資料館の改修計画自体が白紙に戻っている状況にございますが、計画が進展した際には、スペースが確保できる前提であると仮定した場合には、戦争遺構を集約したジオラマ作成についても前向きに検討したいと考えております。

③の「開館後の小規模展示や映像上映といったイベント開催の考えは」及び④の「部屋の一部を体験を伴う講座などのための実習室や研修室などに整備できないか」についてお答えいたします。

このご質問につきましても、そういった展示やイベントの開催、体験講座のための実習室や研修室等の整備等が実現可能であるか否かにつきましては現段階では改修計画自体が白紙でございますので、具体的な回答ができませんが、計画の進展の中で経費やスペース等の制約について勘案しながら検討したいと考えております。

最後に⑤の「いろいろな資料を管理、調査するための専門職員の配置は」につきましては、現在は会計年度任用職員を1名雇用して収蔵品の分類や整理等を進めているところですが、郷土資料館開館後において、専門職員を配置するかどうかにつきましては、郷土資料館の運用の在り方や専門職員の必要性を含め検討したいと考えております。以上、答弁いたします。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。今、教育長のほうから白紙の状態ということで、答弁をされましたけれども。新庁舎建設に伴う、その郷土資料館は移転をしたわけですね。移転というか、その取り壊して駐車場になっておりますけれど。その中にあった収蔵品というのが、今、その第二別館の2階とか、あるいは川棚山道橋浄水場のところのあの建物の中にこう入っているって思うんですけど。これをその代わりずっとその置いとくって言うわけにもいかないと思う

んですね。だから白紙っていうのがどうしても改修をしないと、やはり町民の皆様に入っていただくというのはできないという考えですか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。第二別館の改修の関係ですので、こちらから答えさせていただきますが、やはり先ほど回答をしたとおり、まず、耐震基準の部分でやはり改修を行わないと、そういったお客さんのな方を入れることは難しいと。臨時的に使う倉庫とか、臨時的に入る庁舎的な分だったら使えると思うんですけども、やはり常設的に使う展示については改修を行わなければならないというふうに考えております。

そういったことで、その改修についても耐震と併せて中のスペース、いろいろな改修を行うことを考えると、1億円以上やはりかかりますので、そういった財源の問題もありますので、そこについては今後検討をして、改修を行うものかの判断と、あるいは別の場所に設置が必要か、そういったことも含めて今後判断したいと思っておりますが、あの第二別館につきましては、福祉組合のほうで「エール」の建て替えが検討されております。その建て替え期間については、第二別館を仮庁舎で使えないかということが少し今話が出ていますので、そこについても今後その期間を検討しながら、その後、その分を改修できるか、あるいは新たに建物を建てて、そういった歴史資料館を造ったほうがいいのか、財政的なものも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、現在のところ、そのままでは利用できないというふうに考えております。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 確かに耐震でそういった設備をすると、解体を含めて、あるいはいろいろなことを含めて1億円ぐらいの財源ということですけど、そうすると郷土資料館としての目的といいますか、そういったことはもうここ1、2年はできないということになるわけですね。今、先ほど教育長の答弁にありましたように、一応白紙という状態になっておりますので、郷土資料館ということ自体はもう当分ないという考えでよろしいんですか。

その財源を確保できるまでの間ということになるかと思うんですけど、その財源を文化財保存のそういったところの財源があるのかどうか、その辺まで白紙にした以上は調べていらっしゃるんでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。堀田議員の財源に関してのご質問についてでございますが、今、現在の庁舎としての建物を文化財に関する建物に改修するといった場合にどういった補助制度があるのか、そういった部分につきましては、現在のところ具体的な調査というのは、どういったメニューがあるのかっていうところまでは調査は出来ておりません。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 そういう調査は前もってある程度のことはしておくべきだと思います。

白紙になりますと、2番から3番、ずっと下のほうの質問は、なんかこう「ありません」で済みそうな感じがするんですけど。ちなみに一応質問事項として書いておりますので、一応参考のためにということでお願いしたいと思います。

それで、1番目はどうしても建物自体ができないということでありまして、2番目のジオラマの作成ですね。その前に、郷土資料館というのは隣町に、波佐見町にも「歴史ミュージアム」というのがあります。東彼杵町にも「歴史民俗資料館」というのがあります。それで、川棚町はただ郷土資料館という名前だけなんですね。そうすると何かやっぱりこう、他町と比べて少しインパクトのあるような名称を考えてもよろしいんじゃないかと思うんですけど、その辺のことを教育長どういうふうに思われますか。

議 長 教育長。

教 育 長 確かにおっしゃるとおりだと思いますので、今後話し合いを重ねて、検討していきたいと思っております。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。その中に当時の24年ですかね、その当時の教育長がジオラマの作成あたりを検討をしてみたいという考えでしたので、やはり東彼杵町にありますジオラマもけっこう7つのコーナーっていいですかね、ということで分かれておまして、大変こう見ごたえのあるような資料であります。波佐見町も昔の旧家を利用されまして、あのときも改装費で1億円ぐらいかかったんじゃないかと思いますが、その中で今けっこうな来場者がみえられたりということで、やはり本町としても、やっぱりそういうふうな

規模、あるいは町民、あるいは町外の人が川棚町にやっぱり歴史を学べる場所があるというのを考えていくべきだと思うんですけど。そういうジオラマのほかに、例えばVRとかARを使った、あるいはそういったものをしたりあるいはプロジェクターに画像を映したり、そういうことも考えていければと思いますけど、その辺は検討はされたんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 まだ検討はしておりませんが、私もまだ勉強不足でほかの市町を見学あんまりしておりませんので、今後は先進的なまち等をみて、参考に計画を立てなければいけないなと思っております。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 前からですね、検討します検討しますと言われてきているんですけど、なかなか検討をされていないというふうにみます。やっぱりこういう質問があったり、あるいは前は郷土資料館っていうのがあったわけですから、やはりそれは継続していくべきだと思うんですね。そうするとやっぱり何らかの、いくら白紙に戻ったにせよ、内容自体はやっぱり検討していくべきだと考えております。

そういった中で3番目になるわけですけど、ミニコーナー展とか、いろいろなそのシアターで放映をするとか、そういったことも考えていってもらいたいと思います。

それと4番目もですけど、今、建物自体が白紙になっている状態で、そういった部屋あたりをするっていうことは無理かなって思いますけど、やはり波佐見町にあります歴史資料館みたいに、例えば軽食あたりをするような、ゆっくりできるようなコーナーを設けたり、あるいはいろいろなつくり物っていいですかね、木工細工とかそういったものをつくるようなコーナーを設けたり、そういうこともやっぱり考えていってはいいかと思いますけど、その辺のところは教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 先ほどと同様に、やはりほかの市町の状況をみて先進的な取り組みをされているところを参考に考えていかなければいけないと考えております。まだ私の経験じゃちょっと今足りないところもありますので、やはり先を行っているところを見学したいと思っております。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 それでは5番目の専門職員っていうものの配置ということで、波佐見町は学芸員という方がいらっしゃるんですね。本町にも学芸員をお願いしたいんですけど、やはりそこは財政的な面で無理だろうと思いますけど、もし、開館をした場合のいろいろな説明とか、あるいは機具の操作をするにあたっては、そのパートの職員さんをお願いするとか、やはり常時開館が基本でしょうけど、やはりどこも月曜とか火曜に閉館をしていらっしゃるんですね。そうすると土曜・日曜はやっぱりお客さんがみる機会があると思いますけど、平日はやっぱり人が少ないと思うんですね、平日に休館日を設けていただければと思います。学芸員に関してですけど、やはり基準というのがあるんでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 学芸員の基準とおっしゃられたのは、その学芸員の資格とかっていうお話でしょうか。詳細にはお調べしておりませんが一定の資格は必要になるものと考えております。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 その方たちに来てもらうためには、ある程度の財源が必要かと考えます。今回の質問は白紙状態ということで答弁を受けたので、ちょっと質問もしにくいかなと思うんですけど、今後そういうことで財源確保が十分できましたら、今言ったことあたりを含めて、やはり他町に負けないような、あるいは県下で一番みたいな歴史資料館を造っていただければと思います。

最後に町長の考えをちょっと聞きたいんですけど。町長、その郷土資料館として、今は白紙の状態というふうな考えですけど、これをずっと存続をさせたいと思ってらっしゃいますか。

議 長 町長。

町 長 先ほど教育長からありましたように、第二別館につきましては、耐震の診断が終わっているところでございます。それから、それ以後、設計・改修となりますと、先ほど総務課長が答弁したように1億円以上の予算がかかるところでございます。そこで1億円でもかかるのであれば、いったん白紙にして、建替え、または取崩しとか、いろんな考え方があると思うんですけども、そこら辺はまだ白紙の状態ですので今後検討していきたいと

思っているところでございます。

今現在、堀田議員がおっしゃるように第二別館の2階のほうに、その他諸々、以前あったものが保管してあります。これは展示をする方向で動いていたんですけども、展示をした際にやはり小学生、例えば一般の方々がご来館された折に、やはり耐震ができていないという建物にそういう方々を入れるのはいかがなものかということで、今回白紙になったところでございます。

そこで、先ほど総務課長からあったように今後「エール」さんが仮の事務所を置かれる予定になっております。そのあとにやはり展示ができるような感じでは、今は可能です。ただ、そこには常時、人が入るような状況にしますとやはり耐震の改修が必要かと思っておりますので、そこら辺はみられる方のご本人の了解を得て、みせることは可能かと思っておりますので、その辺を両方検討しながら今後進めていきたいと思っております。それを今あるものをみせないということでありませぬので、今後検討をさせていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 財源を確保できれば、別の場所に建て替えたり、あるいはまた違うところについてということが考えられると思っておりますので。その辺は十分検討をされて、やっぱりせつかくの歴史資料でございますので、やはり町民、あるいは町外の方々にみてもらうのが、その寄贈された方々の願いでもあると思うんですね。そういうことで財源確保をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

(1 0 : 3 1)

議 _____ **長** 次に、堀池浩議員。

9 番 堀 池 おはようございます。議席番号9番堀池浩です。通告に沿って質問いたします。

まず1問目、中央公民館のトイレ改修についてです。

現在、中央公民館の1階、2階は公民館活動のほか、特定検診会場や指定避難所など、多くの町民や町外の方々が活用されています。指定避難所としては、昨年9月18日の台風14号の際は50世帯73名の方が避難されています。

しかしながら、トイレ使用に関しては、沢山の苦情の声があがっています。その主なものは、「和式が多いため、高齢者には座ることが大変であ

り、また、座るためのつかまる棒もない」、「ドアにフックが付いてはいるが、位置が高いし貴重品を入れたバッグなどは置くところがない」、また、「2階のトイレは、男子トイレと女子トイレの間に手洗い場があるが、目隠しがなく恥ずかしくて使用しにくい」などであります。

中央公民館1階、2階トイレは早期の洋式化と改修が必要と考えますが、改修の考えはありませんか。

次に2問目、屈折検査機器の活用についてです。本町では、幼児の近視や遠視、乱視、斜視を早期発見し早期受診につなげるために、昨年4月に屈折検査機器を導入し、3歳6か月の健康診査に活用されています。そこで、以下のことを尋ねます。

①導入後の受診した人数と、精密検査票を発行した人数は何名ですか。

②今までのランドルト環検査と比べて、どのような改善がみられるのですか。

③子どもの目の機能は6歳までにほぼ完成し、異常を早期発見し治療を行えば、視力の回復が期待できるといわれています。よって、屈折検査機の検査を5歳児健診や就学前健診にも活用する考えはありませんか。以上、壇上での質問とします。

議 長 教育長。

教 育 長 堀池議員の「中央公民館のトイレ改修について」のご質問にお答えいたします。

中央公民館は堀池議員がおっしゃられますように、日常的な公民館活動による利用のほかに、町の特定検診の会場や災害時の指定避難場所としての利用がございます。

現在の中央公民館のトイレは、1階と2階にそれぞれ1か所ございます。1階の男子トイレは個室数が3室あり、便器の内訳は洋式が1基、和式が2基でございます。女子トイレは個室数は5室で、便器の内訳は洋式が1基、和式が4基でございます。2階のトイレは、男子トイレの個室数が2室、女子トイレの個室数は3室でございますが、便器はいずれも和式となっております。個室の広さも和式トイレに合わせた寸法となっておりますので、やや狭くもあり、現在の個室に洋式の便器や立ち座り時の安定性確保や姿勢保持のための手すり、また小物が置ける台等を設置することは困難であります。

中央公民館は昭和57年築の建物で、建設から40年以上経過しており、衛生器具や給排水管については、建設当初から大規模な修繕は行われておりません。そのため、改修が必要な時期に差し掛かっていることもありますので、洋式化を含め、段差がない床や手すりの設置といったバリアフリー化とする改修の検討を進めて行きたいと考えております。

ご質問にあります2階の男子トイレと女子トイレの間の目線問題につきましては、現状レイアウトのままでは解消することが困難でありますので、改修工事に伴う設計や改修工事を実施する際に、併せて問題の解決を図ってまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 次に、屈折検査機器の活用についてのご質問にお答えいたします。

最初の「導入後の受診した人数と、精密検査票の人数」であります。昨年5月に屈折検査機器を導入しております。昨年度の5月から今年度の8月までに実施した3歳児健診において、127人に屈折検査機器による検査を行い、10人に対して精密検査票を発行しております。

次に、「ランドルト環検査と比べて、どのような改善がみられるのか」とのご質問にお答えします。屈折検査とは、専用の機器を使用し、遠視や乱視、近視などの屈折異常、斜視などの度合いを数値化する検査であります。これまでの検査では発見しにくかった視覚の屈折異常を専用の機器で測定することで、子どもの眼に関する異常等を早期に発見し、適切な治療につなげられることが期待できます。

最後に、「屈折検査機器の検査を5歳児健診や就学前健診にも活用する考えはないか」とのご質問であります。屈折検査機器による検査につきましては、公益財団法人日本眼科医会から提供された3歳児健診における視覚検査マニュアル等を参考に実施しております。日本眼科医会から提供された資料でも、議員が述べられたとおり、子どもの目の機能が6歳までにほぼ完成することから、3歳児健診での屈折検査による早期の目の異常の発見が重要とされており、本町においても、3歳から4歳の時期の検査が重要であるとの認識で取り組んでいるところでございます。

本町における3歳児健診の受診率は、96%から97%で、ほとんどの子

どもたちが屈折検査を受けている状況であります。したがいまして、議員からは、5歳児健診や就学前健診での屈折検査の実施についてご提案をいただきましたが、未受診者の受診勧奨を行うなど、3歳児健診での検査を徹底することで、以後の検査までは必要ないものと考えております。

今後、より早い段階での子どもたちの目の異常を検知し、早期治療につなげられるよう努めてまいります。以上、答弁いたします。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 まず、中央公民館のトイレ改修について、今教育長のほうから、改修工事の設計を検討していきたいということだったんですけども、この設計に関しては大体予定っていうかな、いつごろまでに設計等々積み上げていけるのか確認したいと思います

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 設計の予算化につきましてご説明いたします。まず、設計に取り組みたいということで本年度の事務事業評価審査会のほうにこの設計に係る予算につきまして諮って、それで審査会のほうで、よいという判断になりましたら、来年度予算化に向けて進めてまいりたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 トイレ改修するのに、おおよそどのくらいの予定、まだ全然設計までいっていませんから、確定はしていないと思うんですけども、どのくらいの金額が必要と考えておられますか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 どのくらいの費用かのご質問についてお答えいたします。まず、おっしゃられたように設計ができておりませんので、具体的な費用というのがはっきり今のところわかりません。そして、衛生器具に関しては年々、今価格のほうを上昇しているといった状況にもございますので、現在のところ具体的な概算の数字も含めてお答えすることはできません。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 改修設計等々やはり全体の金額が必要になる。ただ、いつもあるのが財源の問題なんですね。金額が多すぎてちょっと厳しいですよとか、

いつもでてくるのがそれはあるんですけども、例えば庁舎建設基金、今回公共施設の改修等、あるいはそのための基金ということで繰り替えしましたよね。そういうのを利用を考えてもらえないかなと。ましてや先ほどの質問にもあったように郷土資料館、これも使えるわけですね、公共施設に関しては。その辺も財源ということで、ある程度使えるんじゃないかなというふうに思います。その点いかがですか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほどの質問にお答えいたします。今回ご質問のありました中央公民館のトイレ改修につきましては、おっしゃる基金、公共施設整備基金になりますので適用になると考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 せっかく基金を繰り替えてやった形なんで、活用していただければと思いますけども、もう一つ先ほど教育長のほうから答弁がありました和式トイレ、どうしてもこの和式トイレに合わせたものだから狭いですよと幅が88センチから90センチくらい、で、実際それを測ってちょっと狭いかなという感じはしました。ただ、思ったのが例えば1階女子トイレに関しては洋式が1室、和式が4室、これの和式4室をなんとかこう工夫しながら3室に変えるとかという方法もあるかと思います。また、以前小学校のトイレ洋式化を訴えたときに現地を見て、やはりものすごく狭かったんですね。内扉でちょっと厳しいですよと話は聞いていたんですけども、実際、請け負った業者のほうも一生懸命悩んだと思うんですけども、内扉を外扉にして少しでもスペースを作ってということで洋式化ができた。私はこれで洋式化ができたんだという思いがしたんですけども、やはりこれは設計の段階になるかと思います。その辺をやっぱり考えながら、その全部和式4室は残しなさいという思いはありません。で、もう一点あるんですけども、私は洋式化洋式化、全部洋式化にせろということではありません。どうしても洋式に座れない方もいるんで、せめて一般質問でそんないるんかと思われるかと思うんですけども、和式1つずつは残してほしいなという考えがあるんですけども、その点はいかがでしょう。

議 長 教育次長。

教育次長 和式を1つ残せないかといったご質問についてお答えいたし

ます。

まず、今回の改修では全体のトイレ自体が湿式、床に水を流して掃除をするといったトイレでありまして、今、標準的なものは乾式で、新庁舎のトイレもそうでございますが、いわゆるドライタイプの床になっております。

今、トイレの入り口から湿式の関係で段差もございまして、段差を解消するには湿式から乾式への改修が必須であると考えております。その乾式に改修した中で乾式トイレでの和式便器というのが、なかなか残すのが困難ではないかと考えております。

ですので、乾式への改修を前提にしまして、そうした場合に和式便器を一部残すというのは困難ではないかというふうに考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 今、湿式から乾式タイプにという、すごい良いことだなと思うんですけど。そうすると乾式になった場合、今一部屋というか一室、掃除道具が入っているところがありますよね。その辺の道具というのは少し減らせることができるんじゃないですか。そこの部屋を少し狭くして、できるのであれば。そうするとトイレの改修の一つの洋式化する方法としてもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 用具スペースを減らして便器スペースを確保できないかといったご質問についてお答えいたします。現在、その用具が入っているスペースというのが大きなタンク、SKというシンクが据わっている場所かと思えます。それで、どうしてもそういった掃除に係る水回りのスペースというのは必要であるかと思えます。それで乾式のほうに改修をしたから極端に掃除用具が少なくなるということもなかなか考えづらいところがございますので、そういった部分につきましては、また設計を進める中でどういったことが対応可能かどうかを含めて検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 先ほど言われましたように、昭和57年から40年以上、全く改修ができていないということなんで、これは是非早期に設計から全てなん

ですけど、改修のほうを進めていただきたいと、お願いしたいと思います。

次に2問目、屈折検査機器の活用ということで質問いたしましたけれども、昨年5月から今年4月までに127人、そのうち10人が精密検査票、これ精密検査表とはどういうものでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 精密検査表につきましては、健診に立ち会った小児科医によりまず紹介状とっていただければと思います。医療機関に対して精密検査の必要性があるということを書面にしたものであります。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 その前のランドルト環検査、みなさんがやられています「C」という、こっちに穴が空いているランドルト環検査となんですけど、このときそしたら人数的にはどうですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 令和元年度からの資料を手元に準備しておりますので、そのときの状況をご説明いたします。以前の健診につきましては先ほど議員がおっしゃったランドルト環検査と、それと保健師による問診、聞き取りが主なものであります。

問診につきましては現在も引き続き併用しておりますけれども、その際に令和元年度こちらは94人の受診者に対して精密検査表の発行件数が3件、異常なしが2件、回答が来てないので不明っていうのが1件という状況です。

令和2年につきましては86人の受診者に対しまして精検者が1件、ただ、そのあと保護者からどうだったという回答いただいていないので治療に至ったかどうかは不明となっております。

3年度が122人の受診者に対しまして精検表の発行件数が3件ということで、こちらにも異常なしが2件、不明が1件となっております。

令和4年度、これを機材を使って検査を始めて初年度になりますけれども91人受診をしまして精検表の発行が6件、異常なしが1、治療が必要となされたものが1件、不明が3件となっております。

今年度につきましては36人に受診をしていただいておりますけれども、精密検査表の発行件数が4件ということで、これはまだ治療のほうまで進ん

だかどうかっていうのは保護者からの回答がないため、今のところ全部不明ということになっております。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 この屈折検査機器、屈折検査をする時間というのは大体一人当たり、というのは3歳6か月健診が私がよく立ち会ったことがないもんですからわからないんですけども、1か月間で3歳6か月をどんとやるのか、パターンがね。誕生日が来てから何か月後にしますよとかになっているのかちょっとわからないんですけど、一人につきどのくらいかかるんですか、この屈折検査をする場合。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 まず3歳児健診が年に4回に分けて実施をしております。5月、8月、11月、2月にあります。なので3歳、大体3歳半ぐらいに受診期になってらっしゃるお子さんが多いという状況であります。

この屈折検査機器を使った検査の時間なんですが、機器自体は焦点が合えば数十秒程度で終わると、私も機器の導入の際に試してもらったんですけども、大型のデジタルカメラみたいなものを、機械としてはですね。そこに両目の視点を合わせる場所がありまして、ここを覗き込んでくださいという形でお母さんに抱っこしてもらって、保健師が機械を操作しますけれども、視点が合えばすぐ終わって、専用のプリンターでプリントアウトして目の異常数値などが記載された記録用紙が出てまいります。これを当日小児科医のほうに見せて精密検査表の発行につなぐという状況でありますので、検査自体はお子さんの状態にもよりますけども、1分、2分かかるか、かからないか程度だというふうに思っております。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 それをなぜ聞いたかということ、最後の5歳児就学前健診に活用と、これが今3歳から4歳で行って96%から97%の実施率だと。これは去年の5月からあっているんですけども。視点が合えば数十秒くらいだったら、せめて5歳児健診にもう一度確認ということで、完成する前にもう一度点検に、健診に活用することはできませんか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 ご質問にお答えします。5歳児健診の際には医師が立ち合いを

しませんので、精密検査表がそもそも5歳児健診では発行をしていないという状況であります。

5歳児健診でも同様の検査をすることとなりますと、どうしても医師を招聘しないといけないということで、その費用面ということもありありますし、私たちが参考にさせていただいております日本眼科医会のマニュアルにおいても、やはりとにかく3歳で発見することが重要ということで、それ以降だともどうしても治療効果が薄くなるということがありますので、やはり3歳の勧奨を徹底すべきかなと、まずはですね、というふうに思っております。その後の目の異常とか、気になることについてもすぐ何かあれば相談してくださいということで3歳児健診のときには保護者の方にもつないでおりますので、個別にちょっと気になるんでっていうことであれば機械で検知することは可能ですので、5歳児健診にこだわらず3歳児健診でまず設定してやって、3歳児健診以降については都度相談に乗るという形で対応できればなというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 すみません。3歳6か月健診のときには医師が立ち会っているということいいんですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 3歳児健診の際には小児科医が立ち合っております。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 屈折検査数十秒で視点が合えば、データが出てきますよと。私が、この精密検査表というのは医師を通すのではなくて、機械、焦点が合って数十秒で精密検査表が出てくるって思ってたんですけども、その表が出てもう一度小児科医のほうに診てもらった上で精密検査っていうのを、検査表が出るっていうことですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 問診も実際行いますので、機器での検査の結果と問診の結果と合わせて判断をさせていただいているという状況であります。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 今回答がありましたように、3歳児半以降でも相談があれば対応していくということよろしいですかね。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 機械での検査はできるんですけども、精密検査表としては出せない、機械で検査をしたいというお申し出がある分については対応ができるんですが、そこで目の異常が検出された場合に紹介状という形ではなくて、もう受診勧奨という形にはなりません。以上です。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 特に子どもの目は6歳までに完成する、それまでに異常を少しでも少なくしていく、治療して減らしていくというのが大きな目的のためなので、またその点、3歳児半以降でも相談があれば、極力勧めていただきたいと思います。以上で一般質問終わります。

議 **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 0 0)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、山口隆議員。

3 番 山 口 おはようございます。通告番号3番、山口でございます。

中学校部活動の地域クラブ活動への移行について、教育長に通告文に従って質問をいたします。

中学校部活動の地域クラブ活動への移行については、少子化が進行する中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に取り組む機会の確保や、教師の働き方改革のため、令和4年12月に国が総合的なガイドラインを策定いたしました。

これを受け、長崎県でも令和5年3月に長崎県中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針が策定をされました。これによると令和5年度から令和7年度までの3か年間で改革推進期間として地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとなっている。

本町でも、本年度から地域クラブ活動の移行について、委託検証に取り組まれている。学校部活動を地域クラブ活動へ移行することについては、諸課題があるものと思われる。そこで、以下の点について尋ねます。

①本年度の委託検証の内容は。

②地域クラブ活動移行に伴い、学校での部活動の在り方はどのように変わ

るのか。

③地域クラブの指導者は資格がいるのか。指導者に対する、体罰・ハラスメント根絶等の指導・研修などは実施されるのか。また、地域クラブへの運営費などの補助は検討されているのか。

④地域クラブ活動移行による保護者の負担増は懸念されないのか。また、保護者の負担増により学校部活動では参加できていた生徒が活動できなくなる心配はないのか。

⑤運動部の活動においては、事故や怪我等が想定されるが、地域クラブでは、誰が責任を負うのか。

⑥学校部活動から地域クラブへの移行については、生徒を主体に取り組む必要があると思われる。どのように取り組む考えか。以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 山口議員の中学校部活動の地域クラブ活動への移行についてのご質問にお答えします。

まず、①の「本年度の委託検証の内容は」についてでございますが、本年度は運動部活動の地域移行に向けた実証事業としまして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に取り組むこととしております。計画では一部の部活動の休日の活動について先行的に地域移行を行い、生徒及び保護者等に対しアンケート調査を実施して地域移行の課題の把握と継続性の検証を行うこととしております。地域移行の仕組みづくりや調査研究を行う団体として地域部活動検討委員会の設立準備を進めており、現在では関係先と調整を図っているところです。

②の「地域クラブ活動移行に伴い、学校での部活動の在り方はどのように変わるのか」についてお答えします。まずは休日における地域移行の環境整備を行うこととなっておりますので、平日は従来の学校部活動と併存する形になるものと考えております。

③の「地域クラブの指導者の資格はあるのか。指導者に対する体罰、ハラスメント根絶等の指導・研修などは実施されるのか。また、地域クラブへの運営費などの補助は検討されているのか」とのご質問にお答えします。指導者の資格に関しましては、現在のところ具体的に想定はしておりませんが、当該競技・部門の指導の経験がある、あるいは関心が高いなど適性のある方

にお引き受けいただきたいと思っております。

指導における体罰やハラスメント根絶に関しましては今年度の実証事業におきましても、指導者向け研修会を開催するようしております。また、運営費などに対する補助の必要性の有無に関しましては、実証事業を通じて見定めてまいりたいと考えております。

④の「地域クラブ活動移行による保護者の負担増は懸念されないのか。また、保護者の負担増により学校部活動では参加できていた生徒が活動できなくなる心配はないのか」についてお答えします。県が示しております方針の中では、受益者負担の原則を踏まえた上で、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は生徒や保護者、地域住民の方等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することとされています。

また、県及び市町においては国の制度等を踏まえながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取り組みを進めるとしておりますので、本町におきましても今後の地域クラブ活動移行にあたっては、会費の適切な設定と保護者等への負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

⑤の「運動部の活動においては、事故や怪我等が想定されるが、地域クラブでは、誰が責任を負うのか」についてですが、これまでの学校管理下での部活動の体制では、部活動中に事故や怪我等が発生した場合は、学校側の対応になっておりましたが、地域クラブ移行後においては、活動中に事故や怪我等が発生した場合は、地域クラブの運営主体による責任で対応することになるものとそのように考えております。

⑥の「学校部活動から地域クラブへの移行については、生徒を主体に取り組む必要があると思われる。どのように取り組む考えか」というご質問にお答えします。今回の学校部活動の地域移行においては生徒を中心に考える必要があることについては、私も議員と同様の考えであります。少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動を対象として、生徒にとって望ましい環境を構築していきたいと考えております。環境の構築にあたっては、今年度実施する実証事業を通じて、具体的な課題を明確にし、課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。以上、答弁といたします。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 まず、地域クラブで今年委託検証ということで60万ほどの予算が臨時会で承認したわけでございますけれども、じゃあ60万というのはどういう形で検証、委託に使っていくのか、まずその辺をお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 ご質問にありました委託検証の内容について、お答えいたします。まず、予算としまして60万程度、6月の定例会で補正予算のほうご承認いただきましたところでございます。この60万の内訳につきましては、事業費としまして、講師謝金、あるいは指導者の旅費、そして消耗品費、そしてアンケート調査費用そういったものを予定しております。そしてこの分につきましては、委託を行う想定での予算の組み立てでございましたので、その謝金でありますとか、旅費でありますとか、そういった事業費の事業主体に委託をしまして、そちらからお支払いいただくというふうなことで検討をしております。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 具体的に委託先というか、地域クラブのね、今年度の検証をするためには何らかの形で委託先を決めて、そこでどういった種目について委託を行おうと考えているのか、実際それに取り組んでいるのかどうか、その辺をお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 委託先の相手方でございますが、既存団体であるのか、新たに新規で団体を立ち上げるのか、そういったところの調整中でございます。そして、その一部の部活動ということで、一応今3部活の申請をさせていただいております、この3部活動の関係者と協議しまして、合意の上で実施をするということで今現在準備を進めております。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 その3クラブというのは、具体的にどのクラブを想定しているのか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 3部活についてお答えいたします。先行的に地域移行をする部活動を3部活動想定しまして、サッカー部、女子ソフトボール部、男女陸上

部を想定しております。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 委託検証というのは、この指針によれば本年度から令和7年度までの3年間となっていますけども、その3年間継続してやるのか、そして委託先が全く同じなのか、そして種目は全てこの3つの種目に対してやっていくのか、その中にですね、いわゆるこれ全て屋外の競技なんですね。これに文化部等の競技は入ってこないのか、部活動に。その点をお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 ご質問にお答えいたします。まず、5年度から7年度にかけての3か年間で地域移行を推進していくという期間になっておりますが、初年度の5年度につきましては、この先行的にこの実証事業を通じてこの今挙げた部活動を先行的に移行していくということを考えております。そして、それ以降の6年度、7年度の計画につきましては、この枠組みがそのまま残れるのか、残れないのか、というところも含めてちょっと見てみないと判断ができないと思っております。

そして、その文化部につきましては、今回地域部活動の移行にあたりまして検討委員会のほうを設置するようにはしておりますが、そちらの中に、川棚町の文化連盟のほうから1名委員の方に入りたいと考えております。そして、今年度実証事業で取り組みました、まず運動部の移行についてどういった諸課題があるのか明らかにしましたところで、文化部の活動につきましても休日の移行について翌年度以降進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 今年度から委託検証ということで、検証を誰が評価し、それをどのように生かしていくのか、そして7年過ぎたあとに8年度から実際的に地域クラブへ移行していくのか、そして移行する場合に全てのいわゆる現在の部活動、もしくは生徒が希望する部活動について地域クラブへ移行していくのか、ただその場合、地域クラブへ移行するためには、地域クラブを実施する競技団体、そういったところの人材発掘というか、そういったところが必要になってくると思うんですけども、そういったことは現時点で検討されているのかどうか、その点をお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 ご質問にお答えいたします。まず1点目の誰が評価するのかと
いった点でございますが、先ほど申し上げました検討委員会の中に、県の体
育保健課の方にオブザーバーとして入っていただくように考えておりますの
で、こういった県の知見のある方の意見を取り入れながら進めていく中で、
最終的にどうだったかというふうなところを検証していきたいと考えており
ます。

そして、担い手の発掘につきましては現在既に外部指導者がいる部活動も
ありますが、それ以外に新たな指導者をどういった形で発掘するのか、そう
いったところにつきましては、計画の中では近隣の大学と協力できないかと
いうことで大学生の指導者登録、そういった人材のバンクといたしますか、そ
ういったものを新たに設立するスポーツクラブの中に、設けることができな
いか、そういったところを検討しておるところでございます。以上ござい
ます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 地域クラブへ移行していった場合に、これは徐々に制度が変
わっていくんだろうと思うんですけれども、地域クラブというのは社会教育
なんですね。そして、学校の部活動は学校教育と。学校の部活動の場合は中
体連に加盟することによって中体連主催の大会には出れます。そして地域ク
ラブの場合には中体連加盟が現在認めてられていないと思うんです。ここ
の部分は徐々に解除されつつあるんですが、これはおそらく地域クラブに
いった場合に大会への出場その他できる大会と、地域クラブに行ったために
大会に出れなくなると、そういう可能性も残ってくると思うんです。そう
いったところはどういうふうに対応していく考えなのか、お尋ねします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えいたします。その大会に関する参加についてございま
すが、今年度県の中体連のほうではクラブチームの参加が特別枠として認め
られておりまして、今年度から参加をされているといった競技もございま
す。今後参加できる競技、できない競技、出てくるのではないかとというご質
問でございますが、その大会の主催者の判断によるところもあるのかなとい
うふうにご考えておりまして、今現在その大会に参加できなくなる部活動、そ

ういったものが具体的にあるのか、ないのか、といったところまでの調査というところには至っておりません。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 これね、非常に重要な問題なんですね。生徒がある目的を持って、いわゆるそういう部活動をやっただけで、だから実際にはやったけども大会に出れなかったとか、そういった現象が起これば生徒のやる気がなくなってしまふんじゃないかと、そういう点については早急にいろんな上部団体その他との協議になろうかと思えますけれども、そういった部分の調査を行っていただいて、地域クラブへ移行していかないと、いわゆる最終的には子どもが犠牲になってしまう。それは念頭に置いてやっていただきたいと思いますが、その点はどう考えているか、お尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 私からお答えいたします。ここに令和4年12月のスポーツ庁・文化庁のガイドラインがあります。その26ページをご覧くださいればわかると思うんですが、そこに生徒の大会等の参加機会の確保という欄がありまして、このように書いてあります。中学生等の生徒を対象とする大会等の主催者は、主催者というのは中体連になるわけですね、こういった場合に、生徒の参加機会確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域活動に応じ地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行うと、はっきり挙げてありますので、これを基に県も改善されるものと考えております。以上です。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 2項目に入りますが、学校の部活動の在り方についてということで、おそらく令和8年度からにはすぐには全てが地域クラブに移行というのは正直厳しいのかなと私自身思っているんですけども、そうした場合には地域クラブで活動できる競技と、それと、もうどうしても無理だと、地域クラブに移行するのは、そういった場合に学校として部活動として残してやっていくのか、それとも、もう地域クラブの担い手がなくなれば自動的に学校の部活動が廃部になるのかどうか、その点をお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 子どもがやはりこれは中心になりますので、子どもたちが犠牲になることあってはならないと考えておりますので、地域クラブに移行することが前提ではありますけれども、まだ、移行している段階ではございませんので、今後課題を検討しながら、そういった危険性が危惧される場合は対策を練りながら存続できるようにしていきたいと考えております。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 地域クラブへの移行が一つは少子化ということと、一つは教師の働き方改革なんですね。そうすれば先生方が従来どおり部活動を担当するというのは、土日の休日出勤とか、そういう問題もあって、ここには先生方が承知すれば副業、兼業、その許可ができるようになっていきます。そうした場合に先生方がどうしても私はしませんよっていうようになったときに、学校に残したくても残せなくなる可能性があるわけですね。そういった場合の対応っていうのは、何らかこうやっていくように考えておられるのかどうかその点特にお尋ねしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 先ほど申しましたように、まだ始まっておりませんので、今後この先行する3クラブを実施し今後3年間の間に検証を重ねながら、ほかのクラブではどのようになるのかということも、まだはつきりわかりませんので、徐々に実態がわかってくると思いますので、その時点で検討していきたいと思っております。私の考えでは、子ども中心ですので、子どもが犠牲になるということはあると聞いてはならないと考えております。以上です。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 学校部活動と地域クラブの移行についてですけれども、これ今後必要なのは、生徒・保護者、それともう一つは地域クラブの担い手、そこにこのクラブ活動の在り方をどのように周知していくかというのも一つ大きな問題だと思うんです。これはおそらく生徒とか保護者、これを全く理解なくて地域クラブしかもうないんですよと言われた場合に、今の子どもたちはどう考えるかということを考えれば、これについては早い段階で周知しておく必要があると思うんですけれども、その周知その他はどのように考えられるのか。

議 長 教育次長。

教育次長 ご質問にお答えいたします。先週の金曜日でございますが、9月1日に中学校のクラブの振興会の臨時会が開催されまして、そちらのほうに教育委員会のほうから職員3名出向きまして、地域移行に関する一般的な制度の説明と、そして今年度取り組む予定でございます実証事業のご説明をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 3番目の地域クラブの運営についてちょっとお尋ねしときたいと思うんですけれども、競技種目によっては、指導者が一定の資格、いわゆる公認の指導者資格を持たないと登録できないとか、そういうケースもございます。そして、その登録できないと大会出場が不可になってくると、だから不可にならないように地域クラブの担い手をどのような形で審査していくのかということ、それから競技大会によっては、帯同審判員の同行が求められてきます。そういったことも含めて、いわゆるどのようにクラブの受け手を誰が審査していくのか、その点をちょっとお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教育次長 ご質問にお答えいたします。その指導者の審査、そういった有資格者について資格が必要な競技があるというご質問でございますが、その指導者のそういった資格審査というのも新たに設立する団体のほうで行うのか、あるいは教育委員会のほうで行うのか、その点につきましては、そのどちらが審査するのかといった詳細等につきましては、現在のところまだこちらの事業がスタートしておりませんので、どちらが判断をするといったことはまだ未定でございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 ここの担い手をどのようにしてきちんと審査していくのかというのは非常に問題だと思うんですよね。あとでも言いますが、いわゆる項目で出してきました地域クラブの指導者に対する、いわゆる暴力とか、それからハラスメント等の根絶、そういったことを考えるとね、これは地域クラブの受け手というのはきちんとした形じゃないと、いろんなあとでトラブルが起こって、子どもたちがいじめの対象とか、そのクラブ内でね、そのというのが起こったり、それから逆にそれが原因で不登校になったりと、そういったことも起こりかねないわけなんですよね。そういった意味でいけば、この学校

クラブを地域に委ねるわけですから、そしたら子どもたちがいじめの対象になったり、そういうことにならないように、せっかく入ったけどそこに指導者の資格を持った人がいなかったために、登録ができなかったとか、もしくは帯同審判員がいないと、そのために大会に出れないとか、私もある競技団体に関連しておりますが、そういうのが現実に出てきてるわけです。だから、そういったところのきちんとした、いわゆるどこかで審査をしてやらないと、子どもが動きようがなくなる。これは子どもの責任ではないわけです。そうすれば学校の部活動を地域クラブに移行とするわけですから、当然ここに社会教育という立場が位置づけになる。そうすれば必然的にここに教育委員会の社会教育の担当者が何らかの形でタッチしていかないと、地域クラブへの移行というのはスムーズにいかないと思っておりますが。その点はどうか考えておられますか。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 地域クラブの地域移行につきましては、まず、学校側の話になるものですから、教育総務係のほうで実際事業のほうはこう進めていく形になりますが、その中でおっしゃられるように社会教育への移行ということも踏まえまして、その社会教育係の職員1名と一緒に協力しながら今現在事業を進めていっておる最中でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山口 地域クラブに移行した場合に、いわゆる地域クラブの場合は学校と違いまして活動場所の確保というのが問題になってくると思うんです。その活動場所として、学校の施設、それから共通で使う用具と、こういったものの使用許可、もしくはその使用する場合のいわゆる使用料の減免とか、そういったことは考えておられるのかどうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 活動場所の確保の必要性というのは、県のガイドラインの中にも含まれておりますので、そういった施設の使用料に関しましても、確保の観点から検討をちゃんとしたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山口 この地域クラブへの移行が一つは少子化の問題からも出てきていると。そうすれば少子化というのが一番学校クラブの成り立たない要素は

何かといいますと、団体のチームでもう少人数しかおらないと、そうした場合にそのクラブは単独の学校で活動はできるんでしょうけど、試合その他に出れなくなる。そうした場合に、どうしても他町のいわゆる子どもたちと一緒に活動するような形にならないと、その部活動が成り立たなくなるわけです。

これ現実にはちょっと申し訳ないんですけども、こういう例を出していいのかわかりませんが、ちょっと私も高校野球その他関係しているものですから、ちょっと一言だけ例で言わせていただきますが、センバツを懸けた秋の大会が今年の今月から始まるわけですが、それに長崎県の高校野球で正直申し上げて、学校数の参加53校なんです。チームは42しかないんです。なら、少子化でもうそれぐらいになってきていると。そして端的に言えば一番秋の大会でどう言うべきなのか、ここまで配慮せないかんのかっていうのも申し訳ないんですけども、1チームに5校の生徒が参加して初めて成り立っているんです。今年の秋の大会です。だからそういう現状が中学校でも出てきつつあるというのが現状でございます。

そうすれば、そういったときに他町のクラブに行った場合に、例えばそこまで子どもたちが参加したいと言ったときに、保護者の負担が非常に増える可能性がある。いわゆる交通費だとか、それから大会の交通費などの金銭面とか、保護者の送迎とか、そうすりゃそこまでなればそういう運動を辞めちゃおうという生徒が出てきかねないと。だからそういった子どもたちも一人一人大事にしていきたいと思うんです。そういったことも考えれば保護者の負担等が極力減るような、いわゆる措置というのは財政的にどの範囲ぐらいまで考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

議 長 教育次長。

教育次長 ご質問にお答えいたします。県のガイドラインの中でもありましたように、まず受益者負担の原則というのが先にありまして、その中でその団体が自走できるような環境を整える必要最低限な低廉な会費の設定ということも同時に謳われております。その中で組織が自走できるような会費の設定が必要であるとは思いますが、経済的に困窮する世帯の方については、先行市町の取組等を参考にしながら、どういったことができるのか、そういったところも含めて調べてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 そういうふうな他町のクラブに行かざるを得ないという子どものためにですね、これは一人でもおればですね、やっぱり行政当局として、その子どもたちのいろんな意味でそれが理由で活動できなかったというのは子どもにとってみれば一生悔いが残ることだろうと思うんですね。もうそれが無いような配慮というか、あとわずか3年くらいで可能な限り移行しなさいということですから、それは現時点で非常に考えておく必要があるんじゃないかと。ただ、このうまくいっている例だろうとは思いますが、川棚町にもそういうすごいクラブがありますよね。川棚町を中心に活動しております種目は言いませんけれども、そこのチームは川棚町、佐世保市それから諫早とか、そういう生徒が参加して今年の夏全国大会優勝しているんですよ。そういうふうなクラブチームがあるんです。これ中学生ですから。だからそういったことを考えれば、子どもってというのはどういう能力、可能性を持っているかわからない。それを引き出してやるっていうのも一つの教育行政の仕事だろうと思えますけれど、そういう点はどういうふうにご検討されるかお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 子どもたち一人一人の能力を見つけ、そして伸ばすというのが私たちの仕事だと思っておりますので、そういうところは子どもたちが不利益を受けないような対策は考えていきたいと考えております。今後努力してまいります。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 同じような質問になりますが、地域クラブの指導者の研修についてですが、これは特に指導者の研修が必要かどうかというのは別個にして特に地域クラブになれば勝利主義になるクラブがある。いわゆるある程度勝たないと子どもたちが集まらない。集まらなければクラブが運営できない。いわゆる地域クラブというのは参加する子どもたちから、月にいくらかの運営費を徴収して運営していくんだらうと、そういうふうにご検討される。そうすればどうしてももう弱いチームには子どもたちが集まらなくなる。そうすればどうしても勝利主義になれば厳しい指導その他で、いわゆる体罰になってみたりとか、暴言、そういった可能性が出てくるわけです。そうすれば体

力的に弱い生徒がそういうクラブから排除されたり、そして使い走り等のいじめを受けると、そういうことから子どもたちがいわゆる友人関係が悪化して、いわゆる不登校とかそういう現象にならないとは限らない。そういった意味でこの指導については十分のことをやっていただきたいとは思いますが、この研修については、おそらく文科省が部活動指導者に対する研修内容の例として13例ほど挙げておるんです。そういったことに準拠しながらやっていくのかどうか、その点をお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 まず、今年度こちらの指導者に対する研修につきましては、3回ほど予定をしております。その中で体罰でありますとか、ハラスメントの防止、そういったものをきちんと講習を受けていただいて、ご認識いただくというふうに考えております。

そして、議員がおっしゃられた文部科学省の13例でございますが、今私のほうも手元に国のガイドラインのほうを持っておりますけれど、その13例の詳細につきましては、今ちょっと把握をしておりますのであれなんですけど、地域移行のこの3年間ですね、この3年間をかけてその指導者に対するそういった講習、研修というのは万全を期していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 これはですね、文科省の部活動指導員に対する研修内容の例としてですね、学校の設置者等において実施する研修という、それが文科省の例として掲げられております。当然それに準拠した内容でなければ、これなかなか効果が出てこないじゃないかと考えております。是非この点については再度こういったことを踏まえながらやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 きちんとそちらを踏まえた上で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 ⑤についてお尋ねします。事故・怪我等についてちょっとお尋ねしたいんですが、これどうしても運動の部活動というのは、その運動の部

活動に行く途中含めてですね、事故・怪我これ起こらないとは限らないんですね。今年典型的な例で申し訳ございませんけれども、他県で今年の夏に部活終わって自転車で帰る途中、女子中学生が熱中症で死亡するという痛ましい事故が起こっております。

そういうことの指導者に対する防止等含めてですね、学校部活動等では学校の管理下の活動に対しては、日本スポーツ振興センターの給付制度がありますけれども、地域クラブでは先ほどの教育長の答弁にありましたように、いわゆる地域クラブが責任を負うものだと、そういうふうに考えております。そうした場合に当然地域クラブに入る生徒に対して、これは個々の保険に加入をさせるのか、それとも団体として保険に加入させるのか、当然その義務を付けなければならないと駄目だと思うんですけれども、その点はどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたい。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 保険関係についてお答えいたします。休日、つまり学校管理下以外の部活動の中で事故等起きた場合に備えて、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入するよう国、あるいは県のほうから推奨がなされております。

その保険の加入が団体加入になるのか、個人加入になるのかといった点につきましては、まだそちらのほう検討ができていないといった現状でございますが、平日は学校管理下の中でおっしゃられたように日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の中で対応をされるところでございますが、学校管理下以外での活動ということで新たな保険の加入が必要となるということで勧奨を受けております。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 ⑤と⑥が関連するんでしょうかね、ちょっとまとめて聞きますけれども、地域クラブへ移行していく際に今、いわゆる検証結果の検討会議は設けられると思うんですけれども、これが移行していった場合に運営がお互いスムーズにいくように勝手な提案ではございますが、そのお互いの地域クラブ連携を深める、学校との連携を深める、それから教育行政との連携を深めていくために仮称でございますが「地域クラブ連絡協議会」、これは勝手に私が付けた名前ですけれども、そういうのを立ち上げて地域クラブの運

営がスムーズに行くようなそういう協議会を立ち上げる等の考えはないかお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 この地域以降に関する実証事業に関します評価・検証につきましては、先ほど触れさせていただきました地域部活動検討委員会のほうで行うようになっております。そして、まず先行した地域移行にあたっては教育委員会、学校、振興会、こちら保護者の方を含めてなんですけど、そして教育委員会、こちらの定期的な会合というのを、ミーティングというのを今後予定しておりますので、まずは先行した移行に向けたそういった連絡調整ということはこの検討チームの中でそれぞれの部活ごとになりますけど、させていただきたいと思います。そして、総合的な評価検証後、そういったご提案がありましたような検討委員会が設置が必要だと判断される場合には、その全体的な連携の委員会の設置も含めて検討していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 最後になりますが、これ教育長の答弁お願いしたいと思っておりますけれども、最初に答弁があったことと繰り返しになりますが、地域クラブへの移行というのは大人の都合により、子どもが犠牲にしちゃいかんと。これが第一でございます。そしてあくまでも子どものことでございますけれども教育的な配慮に立って、いわゆる地域クラブへの移行を進めるべきだと私自身考えております。そうすると、当然そこに子どもたちがどういうふうなクラブに対して希望を持っているのか、そういうふうなアンケート調査を取りながら、本当に慎重に取り組まなければ、これは非常に大きな禍根を残すことになるだろうと考えております。せっかく少子化の中で子どもたちがのびのびとスポーツその他に取り組む、いわゆるスポーツ文化に取り組む体制をつくらうとする考えでございますので、川棚町でもそういうふうな子ども本位に考えていただいて、子どもが犠牲にならないようにどういうふうな考えで臨むか再度教育長にお尋ねしたいと思っております。

議 長 教育長。

教 育 長 学校の部活動に関しまして、今までで一番大きな改革と思っております。それで、この改革で失敗するとまた子どもたちがこの時点で、今

この移行期にある子どもたちが一番犠牲になると考えておりますので、慎重にやらないといけないと思っておりますので、子どもたちの意見を十分尊重し、また保護者の意見も聴きながら地域の方々の意見も参考にしながら慎重に取り組みたいと考えております。子どもたち中心に考えております。以上です。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 2 : 0 4)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、坂中信浩議員。

4 番 坂 中 こんにちは。通告番号4番、議席番号4番、坂中信浩です。通告に従って川棚町郷土誌のデジタル化について、町長、教育長に質問をいたします。

本町の郷土史家、喜々津健寿先生による著書「川棚の今昔」は、一千年近い本町の歴史が集録され、郷土を知るための貴重な資料である。その後も数多くの単行本が発刊されているが、喜々津先生のこの著書から約29年後の平成9年9月に町内有識者による編集委員会が設けられ、4年の歳月をかけて川棚町郷土誌の発刊がなされ最終誌となっている。そこで、以下の点をお尋ねします。

①「川棚町郷土誌」をデジタル化する考えはないか。

②学校教育現場、各地区公民館、いきがいセンター及び老人福祉施設等での活用の考えはないか。

次に、通告分2項目目。疎開トンネル工場について、町長に質問をいたします。

「川棚の歴史遺産 戦時遺構めぐり」という冊子の中で、戦時遺構の片島や特攻殉国の碑・震洋などがクローズアップされる中、分散疎開された石木郷の約17本の疎開トンネル工場の周りには、樹木が生い茂り、川棚の戦時遺構としては目に余る光景であります。樹木を伐採し整備する考えはありますか。以上、壇上での質問といたします。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 坂中議員の川棚町郷土誌のデジタル化についてのご質問にお答

えいたします。

まず、①の「川棚町郷土誌をデジタル化する考えはないか」についてであります。川棚町郷土誌は平成14年度に発行された書籍であり、文字や写真のデジタルデータがありませんので、いわゆる電子書籍化は困難であると考えております。

しかしながら、過去の文献などを画像化して保存する例は一般的にありますので、今あります郷土誌を画像データとして保存することは可能ではないかと思っております。いずれにしても、次世代に残していくために画像化に係る費用面も含め、研究・調査をしていきたいと考えております。

②の「学校教育現場、各地区公民館、いきがいセンター及び老人福祉施設等での活用の考えはないか」についてお答えいたします。川棚町郷土誌を発行した平成14年当時、小中学校や図書室に配付しておりますが、ご質問にあります各地区の公民館やいきがいセンター及び老人福祉施設等に配付してあるのかどうか確認ができませんでした。もしそのような施設で是非活用したいとご希望がありましたら、在庫部数を勘案しながら寄贈を含め検討したいと考えております。以上、答弁いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 私のほうから、疎開トンネル工場についてのご質問にお答えします。

石木郷町道梅林線沿いに存在する特殊地下壕の疎開トンネル工場跡は、戦局が厳しくなり、川棚町でも空襲の恐れが大きくなったことで、百津郷の海軍工廠施設を分散疎開するために造られたものであり、戦時遺構施設のガイド先として取り上げております。

特殊地下壕の所有者は土地の所有者であります。平成17年4月に鹿児島県で起きた防空壕内での死亡事故を受けて、特殊地下壕の実態調査などを行っている建設課において、侵入防止フェンスの設置など、安全対策工事を平成18年度に行っております。また、1か所の特殊地下壕前には、平成17年に教育委員会で作成された「川棚海軍工廠・石木地下工場跡」として説明看板を設置しております。

質問の内容にありますように、疎開トンネル工場の入口周りには、草木が生い茂る状況でありますので、年1回程度の草刈りなどを行っております。今

後も、入口周りの山肌も戦時遺構の一つとして捉え、当時の光景をそのままに残し、観光案内に必要な範囲での定期的な草刈りなどを行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 このデジタル化の必要経費、まずこの著書が大体760ページぐらいありますけれども、全部デジタル化してするとなかなか読むのにも大変かなと思いますけれども、その中には写真やイラスト、いろんな昔からのものが載っております。そういう中で、その部分をデジタル化して教育現場とか、各地区に置いて資料として出すことはできないかと、お尋ねいたします。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 ご質問にお答えいたします。写真でありますとか、挿絵、そういったものの箇所を画像化して必要なところに提供ができないかといったご質問であると理解しております。こちらの、今、郷土誌につきましては既に書籍として発行されております紙媒体のほうになりますので、そちらを画像化するとなりましたら、その該当ページを撮影しましてPDFのファイル形式なりの形式で保存をしていく必要があると思います。それで、その画像化したデータを貸し出す際にどのような媒体を使って貸し出すことができるのか、そういったところも検討していく必要があると思いますので、そういった点も含みまして検討をしたいと考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 私も図書室で貸し出されている一部の本をお借りて読みあげましたけれども、町民皆様が何度もやっぱり読まれて、シミや冊子、パラっと外れるような状況がありました。そういう状況がありますので、やはりこの郷土誌だけではなくて、以前からの古い郷土史においても、劣化防止や紛失防止、そしてまた保管スペースの削減や展示スペースの削減など、やはりデジタル化することで効果が得られるのではないかと思いますので、やはり今後世の中ではそのようになってますので、その辺は考えていただきたいと思います。

また、その費用について大体デジタル化するにあたって、どのくらいかかるかわかっていましたらお尋ねいたします。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 質問についてお答えいたします。ご質問をいただいてからどの

程度の費用がかかるのか概算見積の依頼を事業者のほうにお願いしておるところですが、見積りのほうが本日までに間に合っていない状況でございますので、概算見積費用につきましては、今答弁することが困難でございます。以上でございます。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 まだ費用がはっきりわからないということですので。ここで総務省が出された総務省自治行政局地域情報政策室から出されております資料がありますけれども、「総務省自治行政局においては、失われつつある地域文化を保存・継承し、情報発信拠点としての環境を整備する「地域文化デジタル化事業」を推進しています。」ということで、載せられてありますけれども、その中には近年においては過疎化や高齢化等の進展により、地域の文化が消滅していく危機にあります。また、生活様式や価値観の変化などから継承が困難になっているというのも実際はありますと。しかし、そういう文化を保存、継承していくためには取組も必要ですよと書いてあるんですよ。これが総務省では「平成3年から推進してきたハイビジョン・ミュージアム構想」ということで、この内容にはやはり伝統芸能や祭りとか、そういったことも含まれますけれども、その中で地方交付税の2分の1を出しますよということ、ここにも載せられてあります。こういったのを活用して、そのデジタル化、今後その図書室にある、前項目でもありますけれども、デジタル化ができていけないのか、ちょっとその点をお尋ねいたします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 ご質問にお答えいたします。ご質問にありました総務省の地域文化デジタル化推進事業と、その事業メニューに郷土資料のデジタル化、この事業メニュー自体に合致するかどうか。そういった点を調査しまして取り組むことができると、そして財源自体も交付税措置2分の1、こちら特別交付税の2分の1の措置だったと記憶しておりますが、そういったものの財源の手当が妥当であるかどうか見極めながら判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 そうですね。今後そのデジタル化の方向に進んでいくことにな

れば、学校教育現場ではやはり既に小中学校ではタブレットを活用した学習が進められておりますので、そういったタブレットを活用して川棚町の歴史をしっかりと学んでもらい、その愛着を持ってこの若者が町内外にPRすることにより、また、まちの活性化につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 坂中議員のご質問にお答えします。学校教育現場での活用につきましては、教育委員会、学校が取り組みます10の重点努力事項の中におきましても、郷土の文化や生活への愛着を持ち、伝統や文化を大切にし郷土を愛する心を持つ児童生徒を育成するよう地域学習、そしてふるさと教育を積極的に推進しますと掲げておりますので、このような学習教育の場で郷土誌が活用できる部分がないか、学校側とも検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 学校教育現場のほうではそれでいいと思いますけれども、この各地区公民館や高齢者施設等での活用については、やっぱりこの高齢者がこの郷土資料を読むことにより、やはり文字や写真を見聞きすることにより、やはり昔を思い出しながら皆さんと話をしたりして刺激を受けることにより、脳の活性化や活動性や自発性、集中力の向上、自発語の増加が促されるということではと言われております。また、認知症の進行の予防になるとも言われておりますので、やはりこういった高齢者施設への活用を是非今後検討していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 ご質問にお答えいたします。繰り返しの回答になりますが、平成14年当時、各地区の公民館でありますとか、いきがいセンター、そして老人福祉施設等にこの郷土誌が配付してあるのかどうか当時の資料を確認しましても、その配付してあるかどうかの確認ができませんでしたので、もしそのような施設で活用したいとのご希望がございましたら在庫部数を勘案しながら寄贈を含め検討したいと考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 今後、そのままやるのではなくて、やはり本来高齢者施設では

不自由するような方もいらっしゃると思います。その中で、やはり画像としてテレビで観られるような状況だったりすると、やはりそのデジタル化の必要性があるのではないかと思います。そういった方向でのお考えはどうでしょうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 ご質問にお答えいたします。郷土誌の画像データにつきましては、その費用面も含め研究調査をしていきたいと考えておりますという内容で教育長から答弁をさせていただいた次第でございますが、その画像化について可能ということになりましてその利用方法になりましたら、そのデータをこういった形で貸し出すのか、そういった面も含めて実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 それでは、疎開トンネル工場についてお尋ねいたします。先月8月の長崎新聞に戦争遺跡全容把握の動きとして掲載されて、「「物言わぬ証言者」とも呼ばれる遺跡を通じた継承の動きが本格化しつつある実態が浮かんだ」とされている。老朽化や地域の整備により消失していくことも現実であるのは確かではあります。川棚町の戦時遺構は数多くあり整備していく必要があるのではないかと思いますけど、そうした中、疎開トンネル工場は私が中学生の頃、皆と一緒に中に入ったこともありますけど、約50年、半世紀経った今、中をのぞいてみると坑口付近は崩落もなく保存状態も良いと思われるが、中の構造を10メートルほど調査し整備することはできないでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 坂中議員のご質問にお答えいたします。追加がございましたら、担当課のほうから追加説明をさせていただきます。壇上でも申し上げましたとおり、この地下防空壕施設は、平成17年に鹿児島県で起きた防空壕内での死亡事故を受けて、本町で建設課において実態調査を行いまして侵入防止フェンスを取り付けたところでございます。そのあと、中には入れないように安全対策としてしているところでございますが、中に入れるのかどうか、そこまでの調査が当時あったのか、ちょっと私のほうは理解できませんけども、建設課のほうでわかっておれば登壇のほうをお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 坂中議員のほうから今質問にありました石木のトンネルの関係なんですけれども、今10メートルほど中に入ってもどうかと。確かに坑口のほうから中を見ましたら一部綺麗な場所もございますが、ただ、その安全性については正直建設課としてもその確信を持つことができません。そういう中で一般の方たちを、見学として入れることはできないと考えております。以上です。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 私の考えとしますと、樹木の伐採等は年に2回行っているのかな、1回か、そうすると年に1回ですと、この坑口の樹木とか草の生え方っていうのは相当酷いんですね。実際この冊子の中にでも載っていますけれども、これはたまたま整備されたときの写真になります。しかし、修学旅行や見学に来られる方がそんな綺麗になったときにわざわざこの時期に来るわけではないんですね。だから常に綺麗にして、やはり川棚町の歴史遺構としていくには坑口付近をやはり17本の全部ではないですけれども、1から4ぐらいは綺麗にはっきりしているぐらいですね。だから坑口あたりをコンクリートなりして整備する考えはありませんか。

議 長 町長。

町 長 確かに坂中議員のおっしゃる通り、年1回の草木の伐採では生い茂っている時期もあるかと思えます。最後のほうにありました坑口付近をコンクリートということで今ご提言があったんですけれども、施工にあたりまして状況といたしまして、地下防空壕のところには個人の所有地となっております。そこら辺の所有者の同意が必要であることと、また戦争当時の光景を残すのであれば、やはりコンクリートするよりも現状をそのまま残したほうが当時の状況がわかるのではないかと考えております。そこら辺の状況を変えることになるようでありましたら、やはり教育委員会や史談会、文化保護審議会などの意見を求めるべきだと思いますので、そこら辺のご提言があったようにコンクリートにする場合にはそういったところで再度検討させていただきたいと思っております。以上です。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 そうですね。検討してくるということで、今後またこのガイド

マップの中に「戦時遺構が残るまち、川棚町をゆっくり散策。その目で、その体で感じてみてください。きっとあなたに何かを語りかけてくるはずです」というふうにうたわれておりますけれども、やはり、川棚町には戦時遺構のそれがたくさんあります。今後やはり川棚町をPRするためにはやはり整備をしながら、やはり皆さんに見ていただけるようにしていったほうがいいのではないかと思います。今後いろんな形で検討を進めていかれるとは思いますが、良い方向にいくようお願いをしたいと思います。

最後に、この「川棚の今昔」の端書の中で当時の川棚町長竹村寅次郎氏が「郷土史を知るための貴重な資料であり、郷土を知る運動を提唱しておりますが、この本が運動推進のために役立ち、ひいては町を愛する心に発展することを期待します」とされており、また、平成14年の「川棚町郷土誌」の発行者、当時の岡村幹夫氏も「この先人たちの偉大な遺産を引き継ぎ、さらに推し進め後世に引き継ぐ責務があります」とされています。

波戸町長におかれましても、郷土史の「川棚の今昔」から半世紀を過ぎておりますので、歴史資料、建築物や伝統芸能、おくんちや木場浮立、百津浮立などを、今後デジタルアーカイブ化し、保存・継承されていくことを期待し、終わらせていただきます。以上です。

(1 3 : 3 3)

議 長 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 議席番号11番、小田成実です。通告に従い、町道等の支障樹木の計画伐採について質問をいたします。

町内には町道・農道の日常生活にかかせない道路がありますが、樹木が繁茂し、生活環境や通行に支障をきたしている場所があります。一部は地域住民によって伐採整備がされているところもありますが、大半は未整備のままです。支障樹木は、生活環境への悪影響や交通事故等を誘発するなどの影響が考えられるので、町としてリストを作り、計画的な伐採を行えないか、以下の点を尋ねます。

- ①生活主要町道及び農道の路線数はいくつあるのか。
- ②支障樹木を把握し、その伐採計画はあるのか。
- ③町道や農道の隣接地が個人所有地の場合、伐採指導などができないか。
- ④支障樹木のある路線のリストを作成し、計画的な伐採ができないか。以

上、質問いたします。

議 長 町長。

町 長 小田議員の生活主要道路である町道・農道の支障樹木の計画伐採を、についてのご質問にお答えします。

①「生活主要町道及び農道の路線数は」についてですが、町道の路線数は305路線、農道の路線数は263路線となっております。また、ご質問にあります生活主要町道といわれるような道路は、本町では整備していないため、その路線数についてはお答えができませんが、毎年、経常的に伐採や道路際の草刈りを行っている路線数といたしましては、町道では町道川通り線、町道上組西部線緑地帯植栽管理、町道梅林線、町道下組1号支線の4路線となっております。次に、農道では農道後田2号線、農道下石木4号線、農道中峰木場平線ほか1線、基幹農道（供用開始区間 野口地区）の4路線があります。

次に、②「支障樹木を把握し、その伐採計画はあるのか」についてですが、支障樹木を把握するための調査等については、今のところ実施しておりませんので、その伐採計画についてはお答えができません。しかしながら、各担当課におきましては、町道、農道とも支障樹木の把握といたしましては、各地区から毎年出されております環境整備要望にあります支障樹木の伐採要望事項を優先しながら伐採することで、事業の計画を行っているところであります。

また、地区からの環境整備要望事項とは別に、住民等から個別に支障樹木の伐採要望も各担当課では受け付けております。その場合、職員が要望箇所を確認して、必要に応じまして業務委託や職員等により支障樹木の伐採を行うこともございます。ここ最近の支障樹木の伐採実績といたしましては、昨年度においては、町道についてはご質問の①でお答えいたしました、経常的に伐採を実施している4路線を含めて全部で8路線の伐採を行っております。今年度におきましても、経常的に伐採を行っている路線を含めて、6路線について予算化を行って伐採を進めております。

なお、地区からの環境整備要望や口頭事案による要望があった箇所で、今年度実施ができなかった箇所もありますが、そのような箇所については、次年度の予算編成時期には、改めて実施に向けての協議を行ってまいります。

次に、③「隣接地が個人所有地の場合、伐採指導などができないか」についてですが、各地区からの環境整備要望や個別要望を受けて、職員が現地確認を行い、その際、支障樹木の伐採が必要と判断した場合、まずは、その用地の所有者確認を行っております。その用地が個人所有地であると判明した際には、その所有者と連絡が取れた場合には、その方に状況を説明して支障樹木の伐採ができないか、依頼を行っております。これは、所有者に対する支障樹木の伐採依頼であり、その所有者が経済的な理由等により伐採が困難であると回答があった場合には、伐採の承諾を受けて町のほうで車両等の通行に支障がない範囲で、支障樹木の伐採を行っております。

このようなことから、小田議員からのご質問にあります、所有者に対して、支障樹木の伐採を指導とする内容では、町は対応を行っておらず、あくまでも担当課から所有者に対して伐採の依頼をお願いする内容でとどめているのが現状であります。

なお、所有者の方に対しましては、町道や農道におきまして支障樹木がある場合、その所有者の方で確認をいただき、事前に伐採、または枝払いをお願いする内容を町のホームページにも掲載をしておりますので、関係する皆様からの協力をいただけるようお願いしたいと考えております。

最後の質問になります。④「路線のリストを作成し、計画的な伐採ができないか」についてですが、小田議員からのご質問にありますように、路線リストを作成して効率よく計画的な伐採を進めることが必要なかもしれませんが、その前に、各地区から毎年環境整備要望として出されております箇所が多くあることから、まずはそちらを優先すべきと考え、毎年度、予算の範囲内において伐採を進めている状況であります。そのため、各地区からの支障樹木の伐採要望箇所の対応ができたあと、小田議員からの提案にあります、路線リストを作成するための調査等を実施することで、路線リストの作成ができないか検討を行っていきたいと考えております。

今後は、今以上に高齢化が進み、また、本町も人口減少が進んでいく中で小田議員からご質問がありました支障樹木について、個人では管理ができなくなる箇所が増加して行くものと考えております。そのような中で、個人の所有地で十分に管理ができていない山林や未利用地などにあります支障樹木をそのまま放置されることで、道路利用者の通行に支障が生じる結果にもな

りますので、適切な道路管理を行っていく目的により、町としていたしましては、各地区から出されます要望をもとに所有者の協力を受けながら、できる範囲において支障木の伐採を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 路線の数とか、正直言ってこれだけの路線数があるとはちょっと私が認識が甘かったなと思っております。今、支障樹木の道路にかかっているのを伐採をしていただいているのは、大方が地区からの要望を聞いて伐採をされているところが多いと思いますけども、日常生活に係る主要町道っていいですか、各地区からその路線を例えば総代さんあたりから、アンケート調査など出していただいでですね、そこを整理をしてリストを作って、定期的に伐採をするというふうな計画、要するに④のようなことですね。それに取っかかっていたことが重要と考えるので、それをその早速調査に入っただいでですよ、リストを作るのを早めにしていただくように計画をしていただけないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 追加がありましたら、担当課長のほうから答弁させます。

先ほど壇上で申し上げましたとおり、今小田議員もご存じだと思いますけれども、各地区からの要望箇所、大変たくさん上がっております。まずは、それに一つ一つ対応しながら、今現状伐採等を行っている状況でありまして、そのあとに先ほど壇上で申しましたように、道路のリスト等を作りながら今後進められればと思っておりますのでございます。何分各地区の要望、ここを切ってくれ、あそこを切ってくれという要望が多いですので、まずはそこを対応するのが優先すべきと私のほうは判断しております。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 小田議員のほうから質問がありました内容、アンケート等各地区に行いまして、総代からの声を聞いてリスト化ということも言われたようですが、まず、総代からの声というのは私は環境整備要望ではないかと考えております。ですから、町長からも答弁がありましたように、建設課としましてもこの支障樹木の伐採につきましては各地区から出る環境整備要望をまずは優先しながら進めたいということで考えているところでございます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 ちなみに、その地区からの要望を受けて順次整備をしていくというふうなことですけども、今その伐採を頼むという地区からの要望というのは、ちなみにどのくらい上がっていて、今上がっているのをどれくらいの期間で解消できるかっていう見通しというのはあるんですか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 今年度環境整備要望、建設課関係案件でいろんな道路の維持とか、支障樹木のほうの伐採を含めてなんですけど、全体で142件建設課で上げてもらっておりました。その中で支障樹木のほうの関係する部分、こちらのほうは県の県道とか河川区域も含めてなんですけど、全部で13か所ございました。そのうち、町道に関しましては5か所上がっている内容でございます。また、先ほど町長からの答弁にもありましたように、経常的に常に毎年伐採を行っているのが4か所、4町道ございますが、そのほかに今年度2か所あります。その2か所につきましては、もう既に作業は取り掛かっているところでございます。以上です。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 実は、私の住む地域からも要望書を出しておりましたけれども、検討をするというふうなことで。再度地区からの要望が強くありましたので担当課のほうへ連絡をいたしましたら、今年度は計画に上がってないというふうな返事ございました。そして、その要望をして執行残とかがあれば取り掛かれるというふうなことで、その旨回答を受けましたので、実はその旨を地元にも説明をいたしましたら、待っておられんというふうなことで、何とかならないかというふうなことがありましたので、正直言って地元で若干切った箇所もあります。それで、正直言って誰が見ても私が要望した路線は住宅に落ち葉などの被害を与えると、それから、あとはトラックなどが通った場合は上のパネル板などが走った場合は当たると、対向車が来た場合には十分に離合できないような状態もあるという場所もあります。そういった場合、緊急性というのをどのように捉えられて伐採をしていただいているのか、というのをお尋ねをいたします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 今、小田議員のほうから言われました路線につきましては、町

道のほうの馬場西平線ではないかと考えております。

確かに昨年度か要望を受けまして、今年度予算化を協議をしたところではございますが、まず、距離が100メートルから130メートルほどあるんじゃないかと思っています。地元のほうにお願いできるような場所でもないと考えて、高木で大変高いところから木が生えております。しかも町道と隣接する民地のほうに一部かかるくらい覆いかぶさってきているところもあるんじゃないかというようなことで思っておりますが、一応ほかにも先ほど言った2路線、今回実施はしているところではございますが、今回はそちらのほうを優先させていただいたという結果になっております。ただ、まず馬場西平線については次年度、何とか取り掛かれないか、先ほど言った距離もございまして、2か年に分けての作業というような考え方で担当課では考えているところでございます。

それと、どういう形でそういう路線を選んでいくのか、伐採するのを進めるのかということですが、まず、通行する車両の量っていうんでしょうか、通行量も一つあるんじゃないかと考えております。それと、隣接する民地にどれくらい影響が出てきているのかということもあると思っております。

今回2路線につきましては、1路線については地区と地区を、言えば東白石と小串のほうのを結ぶ町道鳥越線というところでございますが、こちらは大変交通量が多いところです。そちらのところに覆いかぶさっております、その伐採を今進めているところです。もう1路線につきましては、住宅地区のほうになります、町道が管理する法面の草払いが大変距離的にも面積的にも多くあるところで、高齢化に伴いましてなかなか作業ができないという声が上がったことで、そちらを進めさせてもらっているところでございます。

先ほど言いましたように、ほかの地区からも上がっているところはございますが、これにつきましては次年度また改めて予算化のときに協議を進めながら、優先を考えながら、できるだけ皆さんの要望に応えたいと思っておりますので、予算化できれば作業に入っていきたいと考えておるところでございます。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 すみません、場所を特定して回答をいただきましてありがとうございます。

ございます。実はそういったところですね、課長が言われたところを1か月に1回ぐらい総代のところに「いつできるとか」、「いつできるか」と言って総代も返答に困っているみたいです。それで地域の力で切れるところは切ろうというふうなことで一部若干切って、その切った木も大変大きくなっておりまして、これ以上大きくなると、電線に切ったときにバサッと倒れこむような危険性があるというふうなところですので、2年に渡って切るんじゃないなくて、距離は120、130メートルありますけども、やっぱりそういうふうなところは一遍に切ってしまうような予算措置、計画をしていただければと思います。

それとあと、地元の人も行政にお金がないんだったら、自分たちで少しずつでも進めていこうかというような話もあります。それで、できればやっついこうというふうな計画をしているんですけども、伐採した樹木を前回伐採したときには建設課に相談をしたり、片づけをしていただきました。地元としては伐採ができて片づけというのが大変苦痛になっておりますので、前回片づけてもらったような形で地元で処理をしとくとですね、それを相談をして建設課で処理の対応をしていただけるのか、というのをお尋ねいたします。少しでも、地元の住民の行政に予算がなかとやったら自分たちでも少し協力はしようかねというふうな考えもある地区でありますので、よろしくご検討、ご回答お願いします。

議 長 建設課長。

建設課長 地元のほうで支障樹木のほうの伐採を進めていただくということは、もしそうやって今言われたことでありますので、それについては大変ありがたいことだと建設課としても非常に助かることとございます。

その中で問題となりますその処分につきましては、一般的に枝、幹等の大きさが大きくなかった場合、これ一般廃棄物になりますので、清掃工場に持ち込めることは可能だと考えております。そうすると、その運搬する手間だけではということではございますが、通常今出てくる支障樹木につきましては大変幹周りも大きいものが多くございまして、清掃工場では受け入れができませんのが多数ございます。ですから、私たちも今伐採を進める際につきましては産業廃棄物と同じような形で、専門の処理場に持って行っているところとございます。その費用を考えますと、けっこう立米当たりの単価、あ

と運搬費がかさむところではございます。できないというお答えではないんですが、予算のほうも限りがございますので、事前にご相談していただき、その中でどのくらい出てくるのか、どのくらいそれを私たちが対応できるのか、これを事前に協議させていただきながら各地区とは進めさせていただければと考えているところでございます。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小田 了解しました。地元ともちょっと協議をして、できれば地元で協力できるようなことはなるべく協力をしていきたいと考えております。

それで、あとそのもう1件が町道や農道に面している住宅地の植木などが、町道や農道へはみ出してきていると、そういったのが多々ありまして、総代あたりにあそこの木を切ってもらおうように言うてもらえんやろうかって言うて相談もきているのが多々あるんです。そこで総代がその所有者に切ってくださいとかって言うのも何かトラブルの原因にもなりかねないかなと思いますので、先ほども答弁していただきましたが、そういったもの、場所、樹木があれば建設課なりに総代から報告していただき、建設課から随時指導というのをしてもらうのは可能という答弁でしたと思いますけれども、再度確認をさせていただきます。

議 **長** 町長。

町 **長** また担当課長のほうから追加答弁があれば、追加答弁お願いしたいと思います。

やはり、今言われているのは民地からの生えてきた樹木だと思っております。やはり私有地に生えている樹木等につきましては、本来土地所有者の管理物でありまして道路に隣接する個人宅やはみ出した庭木等がやはりはみ出してきた場合に怪我や物品の損傷を招く、または事故が発生した場合に土地所有者の賠償責任となってくることをホームページのほうでお知らせをしているところでございます。

先ほど小田議員がおっしゃったように、多分個人宅が総代のほうから相談がしにくいということで本町のほうから相談できないかということでありましてけれども、やはりそこはケースバイケースで担当課のほうと相談していただき、または各地区の総代さんと話を進めていただきながら、どの方法がいいのかというのがあります。西白石だけでなく、ほかの地区もあろうかと思

いますので、各地区の総代とまず検討させていただきまして、そこで建設課が相談したほうがいいのか、総代からがいいのか、そのあたりもケースバイケースで対応させていただきたいと思っております。私からは以上です。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 要するに生活主要道路であろうが、町道とか農道からの脇の樹木伐採については計画的に管理をするのが一番手間がかからないと私は考えているんですよ。それで、要望があって木が大きくなってからその都度切るということよりも、あらかじめ生活に直接密接しているような町道・農道のリストを作って定期的に樹木が大きくならないうちに伐採、切っていくことのほうが経費も多くかからないと私は考えるんですけども、できれば早急にその路線リストを作っていただいて定期的に管理をしていただくよう計画をしていただければと思いますが、いかがでしょう。

議 _____ **長** 建設課長。

建 設 課 長 今、小田議員が言われたように支障樹木、大きくなる前に伐採をしていく、これは大変効率がいいと思っております。

当然切る部分の量も少なく済みますし、処分する量も減っていくんじゃないかと考えておりますが、先ほどからの町長からの答弁にもありますように、まだ各地区からの環境整備要望がまだ多くございまして、小田議員からもああいう話があったように、要望があっている中でもまだそれに応えきれない場所もあります。

まずは、そちらを優先しながら伐採をして、リスト化につきましても建設課、あと農道関係は産業振興課になりますが、リスト化についてはどのような形が一番いいのかというのは検討はしていきたいと思っておりますので、先ほどから言っておりますように、まだ未整備な地区からの要望場所を優先しながら、今は進めていきたいということでお答えしたいと考えております。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 暮らし輝くまちのために、また、限られた町の予算の中で環境整備というのは大変重要にもなってきますので、十分そこを地元要望あたりを捉えていただき、極力前向きに早急に取り組んでいただくよう強く訴えて私の質問を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 4 : 0 4)

(…休 憩…)

(1 4 : 2 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、山中美由紀議員。

1 2 番 山 中 1 2 番山中です。通告分に従って、3 項目の質問をいたします。まず1 項目、介護サービスについてです。

元気な高齢者が多い中、在宅介護の方もおられ、介護される方はもちろんのこと、介護する方は体力的、精神的、経済的にも大変であると思います。特に、仕事とお世話との両立で悩んでいる方がいらっしゃるようです。そこで、次の3 つの点について質問します。

①在宅介護者へ手当を支給する考えはありませんか。

②介護認定の申請はスムーズにできていますか。

③活いきタクシー券の利用率はどのくらいですか。また、本人のみではなく、介護する方が要介護者に代わって、薬の受け取りや介護に必要な物品の買い物等に使用することにはできませんか。

続いて2 問目、マイナンバーカードの利用についてです。

行政事務の効率化、国民の利便性のために平成2 8 年5 月から導入されたマイナンバーカードの利用について、先日、知人から「コンビニで住民票が取れると聞いたから行ったけど、取れなかった」と連絡がありました。「まだ川棚町はコンビニ交付の導入がされていないんですよ」と伝えましたが、納得いかない様子でした。そこで、次の点についてお尋ねします。

①本町のマイナンバーカードの取得者の割合はどのくらいですか。

②カードの利用について、身分証明書や健康保険証としての利用のほかにもどのようなことに利用できるのでしょうか。

③住民票や税関係の証明書など、マイナンバーカードによるコンビニ交付を実施している市区町村が全国で増えており、県内では長崎市や佐世保市、佐々町のほか、郡内では東彼杵町が行っています。また、波佐見町も今年度令和5 年度中に予定しているとのことであり、本町はコンビニ交付を行うことについて、どう考えていますか。

最後に3 項目、商店街の活性化についてです。

最近の川棚町には商店や飲食店が少なく、多くの町民は町外へ出掛け、買い物や食事をしています。日常の生活は現在営業されている店舗の利用によってできていますが、以前に比べると飲食店と衣料品店は減少したと思います。以前の川棚町のように活気のあるまちになることを町民の方は望んでいます。そこで、次の3つの点についてお尋ねします。

①川棚町の商店や飲食店等が減少し、町民が町外へ出掛けていることについてどう思いますか。

②子育て中の方から「町内に子ども服販売店や食事ができる場所があれば、わざわざ町外に出掛けなくても済むので、ぜひ、ファミレスや子ども服販売店を誘致してほしい」、「子育ては忙しいので、出かける時間を減らして、その時間を家事に使いたい」との声を聞きますが、誘致する考えはありますか。

③中高年の方からは、「生活や時間にも余裕ができたので、友人や知人とゆっくり話や食事ができる場所があれば大いに利用したい」との声も聞きます。例えば栄町商店街の一角にそのような店ができないか、本町の活性化を検討するような話し合いは行われているのでしょうか。以上、壇上での質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 山中議員から3項目のご質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

まず、1項目の介護サービスについて、①「在宅介護者へ手当を支給する考えはないか」とのご質問にお答えいたします。

本町では、在宅の寝たきり者又は重度の認知症である方の介護者に対し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり者等の福祉の増進を図ることを目的として、在宅介護者見舞金を支給しております。

この在宅介護者見舞金の支給対象者は、介護保険法に規定する要介護区分が4又は5の認定を受けた方や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分の区分が5又は6の認定を受けた方のうち、在宅で1年以上の寝たきりの状態である方や、重度の認知症の方で、在宅で1年以上の認知症状がある方を、在宅で引き続き1年以上介護している方を対象として、年額で最大6万円を支給しているところでございま

す。令和4年度は要介護者14人の介護者に対し、支給しております。

また、介護保険事業では、家族介護慰労事業として介護保険法に規定する要介護区分が4又は5の町民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けず、また入院期間のない方を介護する家族のうち、前述した在宅介護者見舞金の受給者を除く在宅介護者へ年額10万円を支給することとしております。令和4年中の1年間では、要介護区分4又は5の要介護者で町民税非課税世帯に属し、介護保険のサービスを受けなかった方は3人ですが、いずれの方も年間を通して入院中であったことから、家族介護慰労事業の対象とはならず、支給実績はあっておりません。

議員からは、「在宅介護者へ手当を支給する考えはないか」とのご質問ですが、先ほど述べましたように、本町では現行、家族介護に対する一定の支援を実施しているところでございます。

議員のご質問では、在宅介護における要介護者の対象要件や在宅介護の要件をどのように想定されているのか、具体的な内容がわかりませんが、制度の見直しにより事業費が大きくなる場合、これを賄う財源をどのように確保するのが課題となります。

一般会計での負担増、又は介護保険事業として取り組む場合、これに対する補助等が見込めず、介護保険第1号被保険者の保険料の負担増につながるものが予想され、難しいところがございます。

したがいまして、町としては現行制度以上に支給対象者を広くすることや支給要件を緩和する考えはなく、在宅介護者への支援は現行制度とすることでご理解をいただきたいと考えているところでございます。

次に、②「介護認定の申請についてはスムーズにできているのか」との質問であります。長寿支援課における介護認定の申請、相談等の対応状況についてご説明することで、回答とさせていただきます。

介護保険の申請や相談をされる方は、ご本人やそのご家族であり、年を重ねることで身体の機能が低下し日常生活に不自由さや不安を感じることで、介護や支援を必要として相談されます。そこで、困りごとに対して、まずは家族をはじめ、近隣、地域社会、ボランティアなどが行う援助活動や介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業での対応が可能とならないかを説明をしており、可能となる場合は利用のためのつなぎを行っています。

また、介護サービスが必要な場合は、介護保険の申請について要介護認定の手続きから介護サービスの支給開始までを細やかに説明をしているところでございます。特に介護サービスの説明では、まず、介護サービスを利用する方の身体の状態や家庭での支援者の状況を細かく聞き取り、その方の要介護区分の認定を想定しながら、日常生活で困っていることや介護サービスの利用により、その困り感をどのように軽減していくのかを利用できるサービスの見込みを立て、サービス利用者の視点で説明をしております。

また、申請者の中には、あらかじめ特定のサービスを利用したいとの考えで申請に来庁される方もあります。しかし、その方の身体状況の聞き取りや家庭での生活状況から、希望する介護サービスが介護保険では使えないことが考えられる場合もあり、本町の総合事業で実施している通所C型短期リハビリ、しおさいの湯での水中運動教室、いきがいセンター講座などの介護予防事業の利用を勧め、病気や運動機能の低下の予防から社会参加や生きがい作りにも焦点を当てた取組への参加を促し、自らの力を発揮して生活全般の改善となるような説明を行っております。

介護認定の更新の方や医療機関からの退院により、医療と介護の連携が必要な方の申請では、担当のケアマネージャーや病院の担当スタッフとの連携により、介護サービスの提供空白が生じることがないようにスムーズな認定支援に努めております。

なお、申請や相談等の対応は、介護サービスを必要とする方の状況の聞き取りにより、時間がかかることもありますが、できる限り丁寧な説明に努めております。また、状況の聞き取りにより、速やかな介護支援が必要であると思われる方に対しては、再度の電話確認や必要に応じて訪問を行うなど、支援に努めているところでございます。

次に、③の「生きいきタクシー券の利用率と、タクシー券の支援対象者のみではなく、介護する方が要介護者に代わって利用することはできないか」との質問にお答えいたします。

まず、生きいきタクシー利用券の利用率ですが、当該利用券は、本町に住民登録がある75歳以上の方で町県民税所得割が課されない方が交付対象となり、令和4年7月から令和5年6月末までの期間で申し上げますと、交付対象者2,097人に対する交付人数は1,037人、率にすると49.4

5パーセントであります。また、申請者お一人当たり24枚を交付いたしますので、交付数は24,888枚となり、それに対する利用数は14,702枚、交付数に対する利用率は59.07パーセントであります。

次に、「要介護者に代わって介護者が生きいきタクシー利用券を利用できないか」とのご質問ですが、生きいきタクシー利用券支援事業の事業趣旨は、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援すると要綱に明記しており、要約しますと、本町の地域交通の基盤は充実しているとは言いがたく、そういった体制の中でも、自家用車をお持ちでないご高齢の方の社会参画を促し、いつまでも生きいきと暮らしていただくために利用券を配付しているものであります。この事業趣旨から考え、当該利用券支援事業の利用者の範囲を拡大する考えはありません。

次に、マイナンバーカードの利用について、お答えいたします。

①の本町のマイナンバーカードの取得者の割合ですが、8月13日現在で82.1パーセントとなっており、県内で5番目の交付率となっております。

②のカードの利用ですが、身分証明書や健康保険証としての利用以外に、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を使ったオンラインによる電子申請などに利用ができます。また、今後は、運転免許証との一体化が予定されているようでございます。

③の証明書のコンビニ交付の考え方ではありますが、本町では平成27年度にコンビニ交付について検討を行っております。

当時のコンビニ交付は、住基カード等を利用したものでしたが、平成28年から導入されるマイナンバーカードがコンビニ交付で利用できるようになることもあり、電算担当で研究を行い、証明書の発行担当者と検討した結果、導入を行わないこととしております。

その後、令和4年度に再検討を行っており、初期導入費約2500万円、毎年の経費として約600万円が必要であり、仮に全国平均の交付率17パーセントで、年間で約2,000件の証明書がコンビニで発行されることとなりますが、1件当たりの経費が3,000円となり、現在の手数料300円では財政負担が大きくなります。また、マイナンバーカードを利用することにより、証明書の発行自体が必要でなくなり、全体的な証明書の発行件

数も減少するものと思われます。

このようなことから、現在のところはコンビニ交付の導入は考えておりませんが、今後、運用コストが下がるようなシステムが開発された折には検討を行いたいと思っております。

なお、令和6年の早い時期にはLINEによる電子申請で、各種証明書を発行できるよう現在進めておるところです。

次に、商店街の活性化についてのご質問にお答えします。

①の「商店や飲食店等が減少し、町民が町外へ出掛けていることについてどう思うか」についてであります。川棚町に出店されている商店や飲食店などがご事情により、閉店されていることは非常に残念であります。新たなお店も開業されているようでもありますので、これまで営業されているお店を含め、様々なお店をご利用していただければと思っております。また、商工会と連携しながら、商店街や空き店舗対策への支援を引き続き図りたいと考えております。

②の「ファミレスや子ども服販売店を誘致する考えはないか」についてあります。新たな店舗の開業についてはあくまでも事業者によるものであり、事業者が十分採算が取れ、事業の継続性や発展性が確認できるならば、出店されるものだと思いますので、町が誘致する考えはありませんが、地域おこし協力隊員の活動において、空き店舗を町のホームページで紹介し空き店舗を利用したい事業者と所有者とのマッチングを行っております。お互いの条件が整い、空き店舗を活用し事業を行う方に対して補助金を予算化しておりますので、是非ご活用いただければと思っております。

③の「栄町商店街の一角にゆっくり話や食事ができるような店が出来ないか、本町の活性化を検討するような話し合いは行われているか」についてあります。川棚高校生と長崎国際大学生が連携して、栄町商店街の活性化について視察と研究が行われ、栄町商店街の方と川棚高校1・2年生にアンケートを実施し商店街にあれば通いたいお店を提案いただいております。

また、川棚高校2年生の探究授業において、商店街の店舗取材を行い、商店街や駅前店舗の魅力を伝えるポスターを制作中であり、次回の100縁翔店街において、お披露目の予定であります。その100縁翔店街は、新型コロナウイルスの影響により、ここ数年開催できておりませんでした。今年度

から再開し、4年ぶりの開催にもかかわらず、多くの方にご来場いただき商店街が賑わっておりました。商店街の賑わい創出と新たな顧客の獲得を図る目的として、今後も引き続き開催を支援していきたいと考えております。

なお、県では県内各地域の商店街において、その実態や環境に応じた適切な支援策を講じ、より効果的な振興や活性化を図ることを目的に、商店街振興における基本指針が作成中であり、町としてはこの指針に同意して、県の支援を受けて商店街組織の人材育成や将来像の実現に向け、商店街の方たちと現状分析や計画立案などの話し合いを行っていききたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 ありがとうございます。いろいろな回答をいただいたので、ちょっと頭の中がごちゃごちゃしていて、回答もまた私の再質問もおかしなことになるかもしれませんが、まず、介護手当というのは寝たきりの方とかではなくって、家から介護サービスに通っているような方々も含め、仕事に就いている人も就いていない人もその方たちがその出かけている間は手は掛かりませんので、仕事に行ったりこう自由にお家のことをしたりしている人が多いと思うんですけども、その方々がまたお家に帰ってきます、そうするとやはりお世話をしないといけない、仕事しながら介護のお世話もするっていう方が多いので、そういう方に対して高齢者の方は毎日サービスに行けるわけではなく、1日だけとか、2日だけとか、3日だけの方もいらっしゃるんで、そういう方々は昼間いらっしゃるわけですよ、お家にね。でも、お家に居て訪問サービスも受けられているんでしょうけども、結構、お家の人が介護というか、見守りをしている家族の方とか、特に女性の方が多いと思うんですけども、そういう方々が大変疲れているっていうふうに聞いたので話を聞いてみましたら、ちょっと息抜きができればねということであったので、そういう息抜きができる程度の、例えばその方たちに息抜きをしていただくようなことのケアが、レスパイトケアとかっていうのがありまして、そういう意味ではリフレッシュとか、息抜きということでそういうリフレッシュ手当って、手当ってすると何千円も何万円もってことになんてしょうけども、聞くところによると、お茶とお茶菓子程度のお話ができるようなそのくらいのお小遣い程度のものでいいですよというふうにおっしゃったので、あまり財源を拡げること

はないかなって思ってそういうことを提案したんですけれども、この間、各省庁が来年度の予算要求をしていたんですけれども、その中に厚労省が2024年度予算案要求書を人口減少社会に備え、医療、介護サービスの提供、体制を強化するほか、女性活躍推進を盛り込んだと書いてあって、女性活躍の環境整備には2,181億円を求めたと。それは仕事と育児、介護の両立の支援や女性が健康を保ちながら働きつづけるための施策を進めるといふふうに書いてあったので、この中に介護と仕事の両立のための施策と書いてあったので、もしかしたらこの中に来年度くらいになりましたら、何かそういう手当ではなくても、何かこう対策のようなものが図れるのかなと思って、今日は回答は駄目だろうなって思ったんですけれども、あえてそういうこともありますので、介護は大変だからちょっと目を向けていただこうかなという意味でも質問をしました。

それから、介護認定の申請はスムーズかっていうところなんですけれども、詳しく説明をしていただいて大変申し訳ありません。何か丁寧にしていたいたんですけれども、私もいろいろ人から相談を受けたりして、その中に介護申請ばしたとけどさという感じで言われたので、どういうことですかと言ったら、仕事をしているんだけど、申請に行ったんだけど、行ったすぐでは説明をたくさん受けたけど、いろんなことを説明されて、頭の中がごちゃごちゃになって、確かに丁寧に説明はされたそうなんですけれども、専門用語とかがたくさん出てきて、わかりにくくて、今日は帰りますって言って帰ってきたそうなんです。それから悩んでいて、もう大分経つけどもまだ行ってないと言われたので、はよ行かんねと私は言ったんですけれども。やはり切羽詰まってから行く方が多くって、本当はすぐに認定してもらってサービス受けたいみたいなんですけれども、仕事の関係もあるし、この間みたいにもいろいろ説明をされるとちょっとという方がいらっしまったので、そういうときに、先ほど町長はそういう方には一度申請来られた方には再度電話をするなりして、どうですかっていうことを伺っているようにおっしゃったんですけれども、その方はそういうことはなかったとおっしゃいましたので、そこの辺と、それからアルツハイマー型認知症っていう、病院に行って先生に診てもらったらそういうことを言われた方がいらっしまって、家族の方が心配になったので介護の認定をしてもらおうと思って、その介護

の認定の目的は家では生活できないそうなんです、だから施設に入れようって思って、本人も行くって言ったのでそういうふうにしようと思ったら、施設入所のための介護認定はできませんって言われたそうなんです。施設に行くためには認定が必要で、でも施設に行くための認定はできませんというのはどういうことかなって、また私にも質問があったので、そういうことでちょっと聞いてみてスムーズに、先ほど申請をしてもすぐに介護認定が下りるわけではなく、認定までに時間がかかるっていうのはわかります。私もしたことあるのでわかるんですけども、やはりできるだけ早くっていう意味で、どんなふうにできているのかなって思うので、そういう心遣いとか、そういうものが必要ではないのかなって思いました。

そのアルツハイマー型の方は、できませんって、そういう目的ではできませんって言われたあとに、町で行っているいろんな元気な方がサービスを受ける、例えば、いきいきパラダイスですかね、何かそういうのがありますですよ、とか、みんなでワハハさんとかいろいろあって、そちらのほうに行かれませんかかって言われたので、そういうところには行けない状態だから申請をして入所をって思ったんだけど、なかなかできなかつたんですよって言われたので、ちょっと質問をしてみました。今後もやはりおっしゃったとおり、きめ細かな配慮をしていただけたらなと思いました。

それから、生きいきタクシー券の利用率について、これは老人会に行ったときにそういう話が出て、もう本人しか使えんとぼってん、本当はご主人と一緒にいこうと思っけていても、男の方ってなかなか外出したくないみたいでですね、もう一緒にいけばタクシー券使われんとよって言っても、もう行かんけん行ってきてっていう感じなんですけど、そういうときにタクシー券を利用できたらなっていう家族の方が希望をされたのと、先月からタクシー代が上がりましたので、やっぱり少しでも1枚でも使って、そういう物価の高騰の対策にもなるのではないかなと、それはこれを出したあとに出たことであつたので、いい機会なのでそういうこともありますので、そういうふうにしていただけたらなと思います。

それから、マイナンバーカードの件についてですけども。

議 _____ **長** 山中議員、質問はよかったですね。これに関しては。

1 2 番 山 中 そうですね、もう回答が駄目だったからですね。できませんっ

て言われればできるようにしてほしいですけども、そこら辺はできるようにするためにはどうしたらいいのかなって思っているんですけど。

議 長 はい、続けてください。

1 2 番 山 中 一旦すみません、介護サービスの件について。それでもそういう手当とか、それから、もうちょっと詳しく説明を、丁寧な介護申請のときの説明を少し心遣いしていただくというのと、それから活きいきタクシー券の利用について、どうしても本人以外はできないのかなって思って、利用率も半分の方が申請して半分の方が使っているみたいですよ。なのでもう少し普及をさせて、そうすればタクシー会社のほうもいいだろうし、そういうふう今年夏は暑かったりして、なかなか出かけるのも歩いていくのも大変なんですけれども、タクシーを使えるときはタクシーを使っていて、たまには歩いていくこともあられると思うんですけど、それでも少しでも使えたらいいなって、残してももったいないなって、せっかく交付をしていただいているのに全部使えないのはおかしいなって思ったし、そういう要望が出ていますからね、住民の方からですね、そこら辺は少し配慮を、配慮といいますか、本人以外の方でも、目的は薬をもらいに行くとかっていうのは本人さんを信用するしかないので、それにしか使えないと思うんですけど、そこら辺は本人以外にも使えるようにしていただけたら、もっと利用率が高くなるのではないかなって思いますので、そこら辺はちょっと考えていただけないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。山中議員のほうから①から③まで、まとめてのご質問があったかと思っております。先ほど、丁寧な説明が丁寧すぎて内容がわからず、途中で帰ったというお話がありました。そこは担当課のほうから再度答弁させたいと思っております。

また、電話連絡をされる方には緊急を要するとか、聞き取りを行って速やかな支援が必要と思われる方には電話連絡等をするということで答弁をさせていただきます。

また、活きいきタクシー券につきましては、やはり高齢者の方を外に出いただくための交通支援ということが最大の目的でございますので、そこら辺は担当課のほうから一つ一つ答弁させたいと思います。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 介護の認定に関する申請の相談、あるいは相談対応、こういった点でどのようにしているかということで、町長のほうから答弁はさせていただいたところですが、中には具体的な事例として、電話の対応などが町長の答弁の中からは状況に応じて電話対応、あるいは訪問などをさせていただいているというようなお答えをさせていただいたところですが、やはり申請をされた際に、相談にみえた際にはやっぱり本人さんの状況やそれから介護の支援される方、そういった方の状況っていうのは細やかに聞き取りを行って、それで考えられる要介護の認定区分がどのような結果になるだろうかなという予想を立てながら、そして、町内で提供できるサービスを踏まえて、窓口ではそうしたお答えをさせていただいているところです。

ただ、やはりもう非常に困っているというような訴えがあるような場合には、あるいは既に要介護の認定を受けてらっしゃる方の中で、状況については町のほうで要支援1、2の方はケアマネージャー等がそれぞれケースを持ちながら訪問をして現状を確認して、その状況がやはり介護が今以上に必要だということになると、ご家族の方に対してもやっぱり家庭介護あるいは在宅介護を支援していくための適切な介護支援の内容の見直しとか、そういったケアプランの計画の見直しなど、こういったものもプラン支援としてそれぞれそのときに応じて本人さん方に、あるいはご家族に説明をしているところです。

なお、申請時において、介護の必要性の状況がご家族、あるいは本人さんの訴えの状況で、やはり説明をして窓口ですて一旦お帰りになられてもその状況でまだ実際の手続きには見られないというようなことがあれば、電話対応をしたり、必要に応じては訪問をしたりというようなことも実際しておりますので、具体的な事例がどうだったのかっていうのがちょっとわかりませんので、この場での回答とはなりませんけれども、一定そういった対応はしております。

それから、冒頭アルツハイマー型の認知症を患っておられてそういう方の状況の中で介護の認定を受けて施設利用をしたいというようなお話がありました。施設入所のための認定はできませんというようなお答えがあったっていうようなことでしたけれども、あくまでも要介護の認定を受けて、その結果、家庭の状況、支援ができない家庭での在宅介護ができないというような状況になればですね、そういったのは、状況としてはそれぞれのご家族と一緒にまたケ

アプランの確認などを踏まえて、そして、実際要介護となりますと外部のケアマネージャーが付きますので、そういった状況の中で、必要な介護サービスを受けるといような手続きになっていこうかと思imasので、窓口自体でサービス利用を決定して、どういうふうにして認定をするっていような申請ではございませんので、あくまでも要介護の認定を受けた結果でケアマネージャーなどがご家族の状況とか家庭内での介護の状況を踏まえて、そして結果的にそうした施設などの利用につながっていくといようなこととなりますので、窓口でそうしたできないといようなことを申し上げたのかどうかというのは、ちょっと私も今そういったことを言った言わんという話ではお答えはちょっと控えさせていただきますけれども、あくまでも要介護区分の認定を受けて、そして最終的にはその区分の認定を受けた方がケアマネージャーなどを通して、サービスのケアプランなどに沿って、必要な介護サービスを受ける施設の入所に至るといような状況になっていくものだといふふうに考えているところです。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 それでは先ほど申し上げました、入所のための介護の認定はできないっていのはどうでしょうか。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 入所のための認定ということではなく、まず、必要な介護をどのようにして家庭に届けるかという話の中で、申請の段階ではお話を聞き取るというふうに思います。結果的には要区分の認定が下りて、そして要介護認定の区分によって、要介護であれば民間事業所のケアマネージャーがケアマネジメントとケアプランを作成をしていきます。それは本人さんの状況や家庭の介護の状況を踏まえて、そこで必要なサービス、あるいは入所利用の意向などがあることで、それが結果的にサービスに結びついてくものといふふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 それでは、最初から入所するために切羽詰まっていたので、そういうことを言われたと思うんですけれども、そしたら最初に介護認定をお願いしますって言って、その認定が決まってから入所を希望しますというふうに、その認定の度合いによってですけれども、できる人はそういうふうに

していくっていうということによろしいですね。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。あとはそうですね、要介護の認定を受けたあとに居宅介護のサービスを使うとか、あるいは居宅でサービスを受けてももう過ごせないというような状況の中では、そうした施設の利用などが最終的には考えられるのかなと思います。まず、居宅で介護ができないかというような進め方は一定話があるのかなというふうには思いますけれども、やはり家庭で介護をする状況がどうなのかっていうのが、そういった状況に合わせてそのサービスの提供などのプランを立てていくと思いますので、そういうプランによっても自宅での生活が難しいということになると、施設の利用というようなことも検討に進んでいくのかなというふうに思います。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 すみません。ちょっとそれでわかりました。次はマイナンバーカードの件についてですけれども、マイナンバーカードの件については先ほどおっしゃった経費がかかるということでした。導入経費それから年間の維持費、そしてその割には利用率が少ないということをおっしゃったんだと思うんですけれども、そしたら窓口でマイナンバーカードを交付するときにはまだコンビニ交付してませんよっていうそのような説明はされているのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 窓口での説明はあっていないと私は思っております。担当課のほうに詳細のほうは答弁させます。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 マイナンバーカードの交付の際に、毎度、うちはコンビニ交付をしてない、してるってというような説明は今のところしておりません。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 そしたら、その方はもう世間一般的にっていうか割と広まっているので、マイナンバーカードで取れるっていうのを聞いてすぐ行かれたんだと思うんですね。住民票は行政事務の効率化というので、住民票は本当は必要ではないんじゃないかっていうのも気にはなるところなんですけれども、実際

今のところその方は必要っていうことだったので、まだ全てがすっきり住民票が必要ではないってことがないと思うんですね。言おうとしていることはお分かりですかね。すみません。

その方は具体的には自動車学校に行ったそうなんですけれども、住民票が要るかなと思って、明日が土曜日なので土曜日に行こうと思ったけど、なぜか金曜日に行って、そしたらたまたま取れないって言われたので、急いでお家にいる人に頼んで役場で取ってもらったということだったんですけれど、マイナンバーカードがあるからどこでも取れるって思われたので、やはり今からも申請をする方、あと20パーセントぐらいだと思えるんですけれども、いらっしゃると思うので、マイナンバーカードでコンビニ交付はできませんよっていう、今後はそのようにちょっと説明をして交付していただくようにはできますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 山中議員がおっしゃるのはコンビニで交付ができなかったということで、東彼杵郡内では東彼杵町、そして波佐見町が今年度から開始ということでご質問があったと思っております。

本町では壇上で答弁しましたように、令和6年度から今LINEを使っていろんな申請を受け付けております。昨年度で言いますと、クオカードとか、子どもの手当の部分とかでLINEで申請をしていただいております。それを利用して今度はLINEを利用しながら、住民票の申請をして、その後に本町から郵送をするとかそういうのを今検討しておりますので、そっちのほうがコンビニに行く手間も省けますし自宅でできますので、そのようなことを今検討している段階ですので、そのように理解していただければと思っております。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 郵便で送るっておっしゃいましたかね、あとからですね。それではその緊急で欲しいって、余裕をもって取りに行く人ばかりとは限らないではないので、そういうこともできますよっていうのを一例としていただいたと思うんですけれども、そうであればマイナンバーカードでは取れないけれども、LINEでそれは令和6年度からですね、そういうことも一度はマイナンバーカードでコンビニ交付はできませんがそういうことはできますよっていうような、そういうことで周知をしていただいたほうがいいのではない

かなと思います。

戸籍なども取れるということだったんですけれども、今は全国的に戸籍も今電算化になりまして、また住民票も住基ネットワークっていうのが繋がっていると思うんですけれども、そういうところで何かこう、他所の市区町村のまちで本籍地じゃない市区町村の窓口で本籍が川棚の方の戸籍が取れたりとか、住所地じゃない方の住民票が川棚町以外の住民票を取れるとかって、そういうことはもう電算化にどこでもなっているので、コンビニじゃなくてもそういうところでもできるような、そういうような仕組みといいますか、そういうシステムの開発とかは全国的に今の段階ではされていないんでしょうか。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 戸籍等の謄本とかですね、その交付につきましては、法の改正でどこの市町村でも戸籍謄本等が取れるっていうふうなことになっております。それで、今システム等は全国市町村導入して、今年度運用開始前のテストとか、そこら辺を今年度行っている状況です。

川棚町のほうでも今システム導入してテスト等を今後行って、来年度ぐらいいから運用開始になるものと考えております。これは全国どこでも取れるような状況をとということになりますので、全国市町村一斉にそういう状態になって開始となりますので、今のところ来年度から開始予定というようなことで進めております。戸籍謄本等の交付につきましては、そういう状況でございます。以上です。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 それではマイナンバーカードでコンビニ交付はもうしないっていうことですね。そういう導入はしないということでしたので、それで理解して、それではその戸籍とかなんとか、住民票とかっていうのもどこでも取れるようにそのうちなるということですね。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 私、今お答えしたのは戸籍の交付のみですので、住民票とか、例えば税金の所得証明書とか課税証明書とかですね、その分は別で法改正のあった分は戸籍の部分でございますので、その分についてはどこの市町村でも交付が可能という運びになる予定ということでございます。以上で

す。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほど答弁したのは、運用コストが下がるようなシステムが開発されれば導入するという考えであります。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 すみません。システムのほうの開発の関係ですけれども、先ほど戸籍が取れるということになるということでしたけれども、住民票はもう早くの段階から他市町村で広域交付ができるようになっています。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 広域交付で住民票が取れるというのはわかっていましたけれども、時間外には取れないのではないかなって思います。それと本籍が載った住民票が必要なときは、それは広域住民票には載っていないというふうにちょっと理解していたんですけれども、これからコストが下がれば前向きに考えるというふうにおっしゃったので、そのようになればいいなって思いました。

それから、すみません、商店街の活性化についてですけれども、いろいろ町長が説明してくださったように、空き家を利用するとか、地域おこし協力隊の方なども頑張って活躍をしてくださっているので、総合計画をみましたら、やはり商店街の活性化というのも、満足、不満足、何とかっていろいろあって半分ぐらいはやはりやや不満足、不満っていうのがちょっと多かったような気がするので、そこら辺は頑張って活性化に向けて頑張っていたきたいと思います。それから、そこら辺の課題としてごく一部の人たちだけで、こう盛り上がっているようなことを書いてあったんですね、町民の方々の意見にですね、だから町民を皆さんを巻き込んでするような活性化というのが、やはり自分がそこに関わっていくと関心もあるし参加もしてみようと思うので、広く住民の方に周知、ホームページに載せますよとか、SNSとおっしゃいますけれども、私はどちらかというと紙で見るのに慣れているので、そういう人もいますので、いろんな方法を使ってそういうPRですかね、そういうのをしていただきたいなと思っています。そこら辺はそういうふうにしていただけますか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 もう時間も迫っておりますので、簡単にご説明します。先ほど町長が申しましたとおり、県のほうで基本指針が作成中であるということで、これから商店街の方たちと現状分析や計画立案などを行ってまいります。その折には幅広い意見を聞きながらやっていければと思っております。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 よろしく申し上げます。では私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 5 : 1 0)

(…休 憩…)

(1 5 : 2 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に増山真理議員。

2 番 増 山 議席番号2番、増山真理です。通告分に従い、観光・物産情報ガイドブック彩（いろどり）やPRコンテンツについて、質問します。

本町の観光・物産情報ガイドブック彩（いろどり）は、平成28年に1万部作成され、平成31年、令和3年にそれぞれ1万部増刷された。主な配布先は、道の駅、駅の観光案内所、移住サポートプラザ、東京・大阪のアンテナショップなどで現在の残数は約3千部で、令和5年1万部の増刷予定である。

本町の美しい景観やレジャースポット・特産品の魅力が詳しく紹介されている。しかし、このガイドブックには英語その他外国語の表記がなく、外国人観光客に本町の魅力は十分に伝わらないと考える。

アフターコロナとなり個人旅行にシフトしつつあるインバウンド対応の重要性が注目される中、本町としてはガイドブックやその他のPRコンテンツについて今後どのようなアプローチを行うのか、以下の点について尋ねる。

- ①本町ガイドブックを多言語化する考えはないか。
- ②ガイドブックのデジタル化の考えはないか。
- ③本町ホームページの多言語化の考えはないか。
- ④川棚町の公式Y o u T u b e に多言語のテロップや字幕又はナレーショ

ンをつける考えはないか。

⑤町内の観光地や史跡各所にQRコードを表示し、多言語の情報を得やすくするなどの考えはないか。以上、壇上からの質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 増山議員の観光・物産情報ガイドブック彩（いろどり）やPRコンテンツについてのご質問にお答えいたします。

①、②の「本町ガイドブックを多言語化・デジタル化にする考えはないか」についてであります。新型コロナの影響で大きく落ち込んでいた外国人観光客は、全国各地を訪れる外国人観光客が急増していることを踏まえ、本町への外国人観光客も多くなっていくものと考えられます。

そこで、ガイドブックの多言語化やデジタル化は今後検討していきたいと考えておりますが、ほとんどの方がお持ちのスマートフォンの機能でも個人で利用できる無料の翻訳アプリを使用し、ガイドブックなど翻訳したい箇所を撮影すると、様々な言語で翻訳することが可能であります。この機能を活用していただければと思っております。

また、観光ガイドのバナーには、行政サービスの効率化や利便性の向上、地域産業や観光の活性化を目的に発足した西九州させば広域都市圏事業に加入し、英語と中国語の繁体字と簡体字のデジタルパンフレットや、大自然の絶景やグルメなどを地図にまとめた周遊ドライブ案内サイトでも、日本語と英語と中国語の繁体字を作成しておりますので、ご覧いただければと思っております。

③の「本町ホームページの多言語化の考えはないか」についてであります。本町のホームページにつきましては、令和2年度に約480万円をかけてリニューアルを行っております。

この際、多言語に対応するための導入費用について見積もりを取っておりますが、約2,300万円という多額の費用が提示されており、導入を見送っております。

最近では、個人で利用できるアプリや、ウェブ上で翻訳できる機能が無料で提供されており、町独自に翻訳機能を導入する必要はないものと考えております。

④の「川棚町の公式YouTubeに多言語のテロップや字幕又はナレー

ションをつける考えはないか」についてであります。川棚町の公式 YouTube は地域おこし協力隊員が動画を作成しており、令和4年11月に開設して今まで3本の動画を投稿しております。今後作成する動画については、高精度の翻訳ツールを使い、多言語のテロップ及び字幕を付ける考えであります。

また、既に投稿している動画は、日本語の字幕動画は自動翻訳機能を使用して翻訳することが可能であります。

⑤の「町内の観光地や史跡各所にQRコードを表示し、多言語の情報を得やすくするなどの考えはないか」についてであります。観光地や史跡各所の案内板などに、多言語対応のQRコードを作成し設置することは可能であります。説明文の文字数や設置箇所の条件によっては、QRコードの作成費用や設置費用が発生しますので、①、②でお答えいたしました個人で利用できる無料の翻訳アプリ機能を活用していただければと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 増山議員。

2 番 増 山 先ほど町長がおっしゃったように、今は新しいアプリやいろいろなソフトが出ておりますので、工夫とアイデアと費用をあまりかけずにデジタル化は可能と考えます。

では、本町が持つPRコンテンツからどのような情報を発信するのか、例えば、中国人やインド人にとって孔雀は特別な存在で、非常に縁起の良いものであり、その孔雀を間近に見ることのできるくじゃく園は家族や友人と共に訪れたい観光スポットです。

また、日本観光が複数回の外国人観光客には、東京・大阪・京都という誰もが知る有名スポットよりも、普段着の日本の中にある日本らしい文化に触れたいというニーズがあります。

ほかには、お隣、韓国の冬は厳しく冬場のグラウンドスポーツ、ホッケーなどの競技者はフィールドが凍ってしまう冬季にプレーできる環境を探しています。川棚の冬は氷点下になる日はほんの数日しかなく、積雪のほぼない恵まれた環境で通年、屋外スポーツが可能です。本町施設を利用する海外トップチームと交流や合同練習ができれば、本町の若者の技術向上や励みにもなります。このように、多言語化はインバウンド対応だけでなく交流人口増加においても有効です。

大崎海水浴場はコンパクトで波も穏やかで子どもや高齢者、障がい者にやさしく、特にファミリー層には喜ばれます。施設整備を行った上で、バカンスの間、日本文化に触れながらビーチを満喫できると、国内外に魅力をアピールすることはとても重要であると考えます。

本町のウェブPRコンテンツとしてはホームページ、公式YouTubeチャンネル、公式Instagramがあります。川棚町を元気づけたいと個人でYouTube投稿やラジオ放送をされている方もいらっしゃいますし、ハッシュタグ川棚を付けている方も多数いらっしゃいます。このような取組をされている方々にお集まりいただき、意見交換などをする場を設け、多方面から本町の良さを見直し、また、外国人の視点から見た本町の魅力は我々のそれとは違うものがありますから、町内在住の外国出身者の皆様にもご協力いただき、ヒヤリングを行い、それぞれの取組をリンクしQRコードを多用するなどして魅力を広く発信していくべきであると考えます。

一方、高齢者やデジタル弱者とされる方々には、これまでの紙媒体による発信が有効であると考えますので、既存のものとバランスを取りながらデジタル化を進めていただきたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 終わりますか。

2 番 増 山 はい。終わりです。

(1 5 : 2 9)

議 _____ **長** 次に、辻清人議員。

6 番 辻 通告番号8番、議席番号6番、日本共産党の辻清人です。憲法を暮らしに生かし、住みよい川棚町にするため、質問をいたします。

「石木ダム建設について」、「国民健康保険税について」、「町民の健康と環境保全について」の3つの質問を行います。

まず、第一に石木ダム建設について。

町民は石木ダム建設の行方に関心を持って見守っています。現地で座り込みをされている方々の周りを、重機を使い土砂で壁を高く築き、周りを囲んで、風が通らないように嫌がらせをしています。この暑い時期にこんなことが許せるのでしょうか。また、駐車場の入口にローラーを置いて駐車できないように嫌がらせをする。石木ダム建設とは全く関係ない作業を業者に命じて県がさせています。こんなことが許されるのか。人権無視の行いではない

か。断じて許せないと思います。石木ダム建設が正式な計画になった1975年から2023年現在まで、その必要性は石木ダム建設ありきでいろいろな理由が付けられてきました。石木ダム予定地の皆さんは、1日として安心して暮らせていません。石木ダムは、治水についても利水についても必要性がない。自分たちの先祖伝来の生活の場と豊かな自然を守りたいと反対してきています。地元住民との合意がないまま、この工事は進んでいます。

1972年、昭和47年7月29日に久保知事、竹村町長、地元三郷の総代との間で、公印を押して、石木ダムの予備調査に関する覚書が交わされました。これは住民と行政との契約書です。

本年6月議会で私の質問に対して町長答弁は、ダム建設が技術的に実施可能であるかを調査するために締結したもので、昭和49年度に調査が終わり、その結果を地元三郷に回答している。このことから石木川の河川開発調査に関して実施可能であるか、この調査をするためであるから、そのために締結されたもので、その結果については、当時の地元総代に回答されているということで、現在は覚書の効力はないものと、このように引継ぎを受けており、そのように理解をしています。と町長は答弁されています。

しかし、この覚書については、県も福岡高裁も無効だとは言っていません。福岡高裁判決では覚書に関連して、行政は住民の理解を得るように努力をなさいと、すべきだと判決文に書かれています。司法は行政の裁量まで踏み込んで禁止まではしないということを示しただけで、行政が独自に判断して事業を見直すことを禁じたものではありません。

また、100年に一度の洪水対策についての質問に対し、町長答弁を私が間違っ取り上げてしまいました。深くお詫び申し上げます。石木川が川棚川の流量の10分の1しかない、効果があるのかという質問に対して、町長は、10分の1でも効果があれば石木ダムは必要だと言われました。この石木ダムの建設のために、13世帯50人が暮らしている生活や自然を破壊することこそ、今止めねばならないことではないでしょうか。町民に寄り添った町政を行うこと。このことが町長に求められていることではないでしょうか。10分の1の効果のために、犠牲にしているのでしょうか。そこで、以下の質問をお尋ねします。

①覚書が無効であると言う根拠をお尋ねします。

②覚書の効力がないものと、引き継ぎを受けているということですが、どなたから引き継ぎをされたのかをお尋ねします。

この覚書をよく読んでいただきたいんですが、この中には長崎県が調査の結果、建設の必要が生じたときには改めて地元住民と協議の上、書面による同意を受けたあとに着手するものとする。長崎県が覚書の精神に反し、独断専行、あるいは強制執行の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し、作業を制止する行為を取ることを約束すると書かれています。前回もお聞きしましたが、県と住民が同意された書面はあるのでしょうか。町長はこの内容をどうお考えでしょうか。

③公共のためと言いますが、公共のための根拠が問われている今、もう一度原点に立ち返って考える必要があるのではないかと、お尋ねします。

④話し合いの場をつくるという答弁でしたけれども、いつを予定されているのかお尋ねします。

現に今、町民が苦しんでいるときに、町として町民が望んでいる生活を支えるのが町長としての役割ではないでしょうか。町長はどうお考えでしょうか。

第2に国民健康保険税について質問します。

国民健康保険税が高いと言う町民の声をお聞きします。川棚町の国保世帯は1,807世帯です。全世帯数の5,728世帯の31.5パーセント、そのうち滞納世帯は111世帯、金額として11,626,513円が滞納されています。

国保世帯の6.1パーセントです。滞納されている中身は様々ですが、国民健康保険税に対する意識が薄い、社会保険から移行がうまくいっていない、貧困などが挙げられるそうです。これは行政側から聞いた内容です。しかし、本当の原因は高いからではないでしょうか。これが原因ではないかと思います。

国民健康保険税、川棚町は長崎県下でも一番高いのではないのでしょうか。4人家族の標準世帯で、佐世保市では、484,200円/年間、佐々町では、443,700円/年間、川棚町は、595,600円/年間と高くなっています。国民健康保険税、川棚町はなぜこんなに高く設定しているのでしょうか。家計の負担も重く、国民健康保険税そのものを下げる必要が

あるのではないのでしょうか。

質問①、特に国民健康保険税の均等割の制度は、家族の人数で課税されています。子どもの多い世帯に負担が重くなることから、子育て支援のためにも子どもの均等割制度を廃止すべきではないかと考えます、町長の見解をお尋ねします。

第3に町民の健康と環境保全について質問します。

近年、地球温暖化と言われてきましたが、現在では地球沸騰化に突入したと国連グレーテス事務総長がニューヨーク国連本部で記者会見を開き、発言し、各国政府に強力な対策を至急執るよう促しましたと新聞に書かれています。気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。既に世界各国で異常な高温、巨大化した台風や猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが問題になっています。2030年までに全世界の排出ガス、CO₂を半分まで削減できるかどうか、ここに人類の未来が懸かっています。

日本政府も2013年度比46パーセント削減目標を決めました。2030年までに達成し、50パーセントの高みへ挑戦していくことを決めました。新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなど新しい感染症が、気候危機と共に次々と出現し人類社会の脅威になっています。以下の点をお尋ねします。

① 国からの要請で川棚町も温室ガス削減CO₂削減目標や指針を出すように要請されているのではないのでしょうか。どんな内容になっているか、お尋ねします。

② 温室ガスCO₂削減のために、庁舎の屋上や屋根全面に別館も含めて太陽光パネルを設置してはどうか、お尋ねします。

現在、本館屋上西側に46枚の太陽光パネルが設置してありますが、年間約70万円の発電量と見込みました。川棚町庁舎内で使用されている電力料約800万円には程遠いものと考えます。庁舎の屋上や別館の屋上も含めて太陽光パネルを敷き、庁舎で使用する電気代を削減することにより、CO₂を減らす提案をいたします。

③ 現在の庁舎での使用電気量と旧庁舎での使用電気量の差をお尋ねします。以上で壇上での発言を終わります。

議 長 ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

議 長 町長。

町 長 辻議員から3項目についての質問をいただいておりますので、
順にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の石木ダムについてのご質問にお答えいたします。

石木ダム建設事業の経緯につきまして、少し触れさせていただきますと、
県から石木川の河川開発調査、いわゆる予備調査をさせてほしいと相談があり、
地元と話をする中で、当時の町長は昭和47年7月に「石木川の河川開発
調査に関する覚書」を地元三郷の総代と交わされております。昭和49年度に
予備調査が終了し、昭和49年8月26日付けで、その結果について知事から
地元三郷の総代へ報告をされております。

そのあと、川棚川総合開発事業が昭和51年1月9日に、正式に認可さ
れ、事業の目的である佐世保市への水道用水の供給及び川棚川周辺の洪水被害
軽減、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持は、このときから変わってい
ないと県からお聞きしております。そのあと、昭和54年6月24日には当時
の久保知事が川原公民館において、石木ダム建設の協力をお願いされ、多くの
方がお話を聞かれております。

昭和56年には「石木ダム建設計画に伴う測量及び調査に関する協定」
を、平成7年には「石木ダム建設に関する基本協定」を、平成9年には「石木
ダム建設事業に伴う損失補償基準協定」を締結され、各地権者との補償交渉が
進められてきました。

家屋の移転を伴う67世帯のうち54世帯の皆様におかれましては、県と
損失補償契約を結び、平成9年から平成16年度にかけて、家屋の移転に協力
していただいております。改めて感謝申し上げます。

このようなことから、知事との話し合いに応じていただいた皆様とは、合
意のもと、工事は進められていると思っております。

また、令和5年6月定例会で辻議員からいただきました「石木ダムについ
て」のご質問の中で、先ほど登壇でございましたが通告書にございます私の答
弁につきましては、辻議員から「川棚川の流量が10分の1しかない石木川に
石木ダムを造る。だから、それが本当に効果があるのかどうか、どうお考えで
しょうか」との質問に対して、「約10分の1と言われますけども、10分の

1でも効果があるのであれば、効果があると判断いたします」とお答えしております。

ちなみに、「石木ダムのパンフレット」の中にある流量配分図によりますと、石木川の流量は川棚川の約2割ほどとなっております。

また、令和5年6月定例会で炭谷議員からいただきました「石木ダム建設現場、川原郷におきている現状について」の質問の中で、私は「下流域の方々は大雨のたびに洪水被害への不安を持っておられます。また、近年は台風の大型化や線状降水帯などによる大雨が日本各地で発生しており、人命が奪われるという事案も少なくありません。そのようなことを、何とかご理解いただきたいと思っております。川棚川の下流域、ダムに関係する下流域で一つの命も失ってはいけないと思っております。そのためにも、石木ダム建設事業に対して是非ご協力いただきたいと思っており、大石知事との話し合いで解決できるよう願っております」とお答えをさせていただいております。

もし、このまま生活再建に向けた話し合いがなされないままに、ダム建設工事及び関連工事が進むことになれば、悔いを残すことになりかねず、遺憾に思う次第であります。川原にお住いの住民の皆様に行く末を案じております。

このことから、大石知事と今後の生活再建に向けての話し合いに応じていただきたいと思っております。

さて、1番目のご質問ですが、令和5年6月辻議員からあった「石木ダムについて」の質問において、「地元三郷と交わした石木川の河川開発調査に関する覚書は、ダム建設が技術的に可能であるかを調査研究するため締結したもので、昭和49年度に調査が終わり、昭和49年8月26日付けでその結果を地元三郷に回答、また、公表をしています。このことから、石木川の河川開発に関して、実施可能であるかを調査するため締結されたもので、その結果については当時の地元郷総代に公表されているということで、現在は覚書の効力はないものと、このように引継を受けており、そのように理解をしています」と答弁させていただいております。

そこで、根拠はということですが、先ほども説明した通り、この覚書の内容は履行されたものと理解しております。これまでも定例会の一般質問において、当時の町長はそのように答弁されております。

次に、2番目のご質問ですが、これまでも町議会の一般質問において、前

町長が「そのように引継ぎを受けております」と答弁をされております。私も同じように理解をしております。

次に、3番目のご質問ですが、川棚町は過去に死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など甚大な被害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは、行政の責務であります。

そこで、河川管理者である長崎県が、石木ダム建設が一番効果的で有益性があるとして、石木ダム建設事業に取り組んできているところであります。県からは、治水・利水の代替案については、これまで、様々な手続きの中で検討を行い、いずれも石木ダム案が経済的にも最も優位で、現実的との結果が出ており、現在においてもそれは変わらないと、このようにお聞きしております。

石木ダム建設事業により、関係者の皆様には大変ご苦勞をお掛けしていることと、心苦しく思っております。既に移転をされている8割の地権者の方々や、その他地元関係者の皆様のご理解とご協力をいただき、これまでいろいろな水源地域対策を県や市と連携しながら進めさせていただいております。これからも引き続き、生活再建も含め、水源地域対策に取り組んでいこうと、このように考えております。

大石知事は就任後、石木ダムは必要として推進の方々をはじめ、反対しておられる住民の方々と話し合いを行っておられます。協力していただいた皆様、反対しておられる皆様も川棚町の住民でございます。知事との話し合いで解決できるよう願っているところでございます。したがいまして、もう一度原点に戻って考える必要があるのではないかと私は思っておりません。

次に、4番目のご質問ですが、前回の一般質問において「反対されている住民の方が望むのであれば、その話し合いの場は作れると私は思っております。」と答弁をさせていただいております。

大石知事は定例記者会見において「話し合いについては、今年の9月だと思いますけれども、前回は終わってから現地の方々とお会いできていないという状況でございますけれども、我々からは必要性の説明について、させていただく場をいただきたいと毎月のようにアプローチを継続させていただいております」と発言されておられ、いまだ実現できていない状況でございます。

私といたしましても、生活再建に向けて知事との話し合いに応じてほしいと

思っておりますが、現在のところ予定はたっておりません。

次に、国民健康保険税についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の算定につきましては、地方税法第703条の4に規定されており、本町では所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額としております。所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の金額につきましては、被保険者から徴収すべき保険税額を基に、県から示される標準税率を参考として、川棚町国民健康保険税条例で定めているところであります。

辻議員からは、子育て支援のために子どもの被保険者均等割額を廃止すべきとのご意見であります。地方税法の規定により、被保険者均等割額を課すこととされておりますので、被保険者の一部を対象とするものであっても、廃止することはできません。なお、ご質問の冒頭、本町の国民健康保険税が高いというご指摘であります。国民健康保険税は、被保険者の医療給付費の財源とする目的で、医療給付費等の金額に比例するものであります。

令和3年度の国民健康保険実態調査によりますと、本町の被保険者1人当たりの医療費は長崎県内で1位、1世帯当たり医療費は2位となっております。本町におきましては、県内の他の市町よりも1人当たり医療費が多額でありますので、国民健康保険税が負担だということではありますが、まずは医療給付の減少に取り組む必要があると考えます。病気の予防や早期発見のための健診事業等を実施しておりますので、辻議員におかれましても是非、周知や啓発にご協力をお願いいたします。

続きまして、3項目の環境保全についてのご質問にお答えします。

まず、1つ目の「温室ガス削減CO₂削減目標や指針」についてですが、地球温暖化対策の推進に関する法律、地球温暖化対策推進法が制定され、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められ、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置などに取り組むよう義務づけられました。

そこで、本町においては、町の事務及び事業に関わる温室効果ガスの排出削減を図り、地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な行動を促進することを目的として、平成22年に、5か年計画であります最初の「川棚町役場地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後2回の改訂を行い、現在の計画

は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする計画になっており、本町のホームページにて公表をしているところでございます。

取組の方針といたしましては、町が保有している施設などの電気使用量とガソリン・灯油・重油等の燃料使用量の削減を重点的に取り組むこととしております。取組の内容といたしましては、エコドライブ推進、庁内LAN等を活用したペーパーレス化、昼休みや時間外勤務の際の不必要な照明の消灯など、具体的な事項を掲げております。また、CO₂排出量の削減目標といたしまして、平成25年度の排出量を基準として、令和6年度の目標削減率を30パーセントと設定しているところでございます。

次に、2つ目の「太陽光パネルの設置」についてですが、現在、新庁舎3階屋上に1キロワット程度の太陽光パネルを設置しているところでございます。新庁舎建設の際に策定していた新庁舎建設基本計画の中に、自然エネルギーを有効活用すると掲げていましたので、庁舎の下からは見えづらいとは思いますが、設置可能な3階屋上に整備を行っており、作った電気は売電ではなく、新庁舎で消費をしております。また、新庁舎1階の町民交流スペースの壁にはモニターを設置しており、エネルギー活用状況等をリアルタイムで表示させているところでございます。よって、さらに屋根全面に太陽光パネルを設置することについては、今のところ考えておりません。

次に、3つ目の「使用電気量」についてですが、新庁舎と旧庁舎とでは、面積も設備なども違うので、比較にはならないと思われませんが、参考までにお答えしますと、旧庁舎平成30年度の使用電気量は約192,000キロワットアワー、新庁舎令和4年度の使用電気量は約259,000キロワットアワーとなっており、35パーセントほど増加となっております。なお、新庁舎の使用電気量は、そのうち約6パーセントは太陽光エネルギーによるものとなっております。使用電気量の増加の主な要因は、照明設備の増加、空調・換気機能の充実、特に換気は新型コロナの影響を受け、24時間稼働となるものが主な要因と考えております。今後も引き続き、川棚町役場地球温暖化対策実行計画に基づき、電気使用量などの削減に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 辻議員。

6番 辻 今、町長から答弁をいただきましたが、覚書が無効であるとい

う根拠がよく分からなかったんですけど、なんで無効なんですか。そして、ちょっと覚書の中身を多分、私ちょっとしゃべったはずなんですけども、3郷に文章で渡しますよというのが、覚書の中に、建設の必要が生じたときには改めて地元住民と協議の上、書面による同意を受けたあと着手する、そして、長崎県が覚書の精神に反して、独断専行する場合は、強制執行などの行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対すると、作業を制止する行為をとることを約束すると書いてあります。こういうことが全くされていない訳ですよ。その根拠をお願いします。

議 **長** 町長。

町 **長** 辻議員が今は無効と言われましたけども、私は無効とは言っておりません。履行済みと答弁をさせていただいております。

先ほどの繰り返しになりますけども、石木ダムについての質問におきまして、先ほどありましたように、地元三郷と交わした石木川の河川開発調査に関する覚書は、ダム建設が技術的に可能であるかを調査研究するために締結したもので、昭和49年度に調査が終わり、昭和49年8月26日付けでその結果を地元三郷に回答、また、公表していることから、このことから石木川の河川開発に関して、実施可能であるかどうかを調査するために締結されたもので、その結果については当時の地元郷総代に公表されているということで、現在は覚書の効力はないものと、このように理解をしているところでございます。

議 **長** 辻議員。

6 番 **辻** 次はですね、引継ぎは誰からされましたかと聞きましたら、前町長がそういうふうに答弁されているから、自分はそれを踏襲しているというか、踏襲しているということでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。辻議員のお見込みのとおりでございます。

議 **長** 辻議員。

6 番 **辻** ここがかみ合わなかったら、なかなか先に進まないんですよ。これを追及して本当はいきたいんですけども。また、改めて聞きたいと思います。それから、次の質問に行きます。

国民健康保険税について、ちょっとお尋ねしますが、国民健康保険税が高

いという声を聞いているんですよね。下げるということはできるんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** 担当課長から答弁をさせます。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 辻議員のご質問にお答えいたします。国民健康保険税の課税の仕組みとしましては、必要となる医療費、あるいは各種納付金ですね、こういったものがまずどれくらいになるかっていう推計値を出しまして、その推計値から各種交付金ですとか、補助金、そういった収入源となるものを差し引きをしまして、なおかつ残った金額が国民健康保険税として徴収すべき金額ということになります。

したがいまして、下がるということに限りませんけれども、国民健康保険税の税率を調整するということにつきましては、例えば医療費が極端に下がった、あるいは納付金が減ったというようなことで必要以上に取る必要はありませんので、どれだけの金額を確保してないといけないのかっていうことで必要な金額を税として賦課徴収をさせていただいているということになりますので、必要な金額が変動すればそれに合わせて調整ができるというふうに考えております。以上です。

議 **長** 辻議員。

6 番 **辻** 今、国民健康保険税は赤字なんでしょうか。ちょっとお尋ねします。収入ですけれども、収入と支出があると思いますけれども。徴収した分と、出た分の差をお願いします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 すみません。国民健康保険税が赤字ということでの質問を今されましたが、税が赤字ということではないです。

国民健康保険事業の特別会計が赤字かどうかということによろしければ、単年度でいきますと変動しておりますが、4年度決算書等を見ていただければと思いますけれども、繰越金が入ったところでは黒字となっておりますが、もし繰越金がなければ若干赤字だったんじゃないかというふうに考えております。以上です。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 ありがとうございます。石木ダムの件ですけども、話し合いの場を作ると答弁がありました、これはまだ全然予定されていないわけですね。今のところは。いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。もとに戻ったようなんですけども、私は前回の折には、反対される住民の方が望むのであれば話し合いの場は作れると答弁させていただいております。その話は私のところは来ておりませんし、そのようなことがあれば、できる可能性はあるかとは思いますが、話し合いの場は知事も作れない状態でございますので、私のほうでもなかなかそれを、なんていいますか、ご返答いただけていない状況にあります。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 了解しました。これで終わります。

(1 6 : 0 5)

議 長 次に、田口一信議員。

1 0 番 田 口 議席番号 1 0 番、田口一信です。学校部活動の地域移行について質問をいたします。

これは、午前中に山口隆議員が一般質問をされたのと同じテーマであります。私はどちらかと言えばこの地域移行については慎重にすべきだというニュアンスで思っておりますが、午前中の山口議員の一般質問を聞いておりますと、移行すること自体についてもかなり課題が大きいなというふうなことを思った次第でございます。

山口議員は学校の現場で先生をされ、また管理職もされ、それで退職後の今も社会体育に貢献されていると思いますが、私は、生徒だった経験と父兄だった経験としかありません。そういう立場でニュアンスが違うかと思いますが、質問をさせていただきます。

生徒数の減少によりまして、学校の部活動、特に団体のスポーツ競技などができにくくなっている状況を踏まえまして、国のほうでは、スポーツ活動及び文化芸術活動の両方について、地域のクラブ活動に移行する方針を示しております。その趣旨というものは、少子化の状況ですから分からないでもないですけれども、やっぱり学校の部活動というと、生徒と学校とを結びつける大きな要素になっているということも事実でありますので、この移行は本年度から

3年間を推進期間とされているようでありますけども、一概に地域移行というものを進めてよいものかどうか、疑問も感じております。そこで、次の4点を質問いたします。

①地域連携の最初の形は、生徒数の少ないいくつかの学校の生徒が集まって1つのクラブを作るっていう形であって、それは学校部活動の拡大形態と言えるので、是認されると思います。そういうケースは、スポーツ活動でも、文化芸術活動でも、郡内の中学校において、今存在しているのかどうかというのを一点お聞きします。

②今年度の郡中体連では、いくつかの学校による合同チームが参加した例はあったのでしょうか。また、今年度の中体連にクラブチームの参加はあったのでしょうか。

③学校教育の一環であります学校部活動の維持が困難と今後もなることが予測されるので、その前に、社会教育の範疇になる地域クラブ活動を整備するというのが国の方針のようでありまして、そのために、地域のスポーツ団体や文化芸術団体の整備充実とか、協議会による連携体制の構築とか、指導者や活動場所の確保というようなことを市区町村が進めるようにという指示がなされているわけでありまして、本町では、どのように進めていかれるのかということをお聞きいたします。

④学校の部活動がなくなれば、生徒と学校との結びつきが薄くなるのではないかと。また、それによって不登校も増えるのではないかとというふうなことを思います。

昨年12月のその文化庁・スポーツ庁のガイドラインでは、「地域の子もたちは学校を含めた地域で育てる」という理念を謳っておりますが、私はこの言い方には、やはり、教育にかける学校の熱意が感じられないし、学校の熱意と言いましたが、現場で一生懸命やっておられる先生方には失礼だと思いますので、本当のところは文部官僚の熱意が感じられないということのほうがよいのかとも思いますが、一応学校の熱意は感じられないというふうに表現いたします。また、よほど地域が熱心に学校を包み込む形で取り組まないといけないことと思われれます。さらに言いますと、先ほど午前中に山口議員の中でありましたように、クラブに任せてしまうと勝利主義になるでしょうし、商業主義になってしまう危険もあると思います。

そういうことで、私は最も大事だと思っているのは、生徒と学校の結びつきというものは、その後何十年にもわたってその生徒の人生に関わるものであって、極めて重要な教育要素であります。これをどのようにして維持していくのか、ということをお聞きしたいと思います。以上、壇上での質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

議 長 教育長。

教 育 長 田口議員の「学校部活動の地域移行について」のご質問にお答えいたします。

まず、①の「郡内の中学校において、スポーツ活動や文化芸術活動で生徒数の少ないいくつかの学校の生徒が集まって1つのクラブを作るケースは存在しているのか」についてであります。郡内の中学校においては、現在のところ、学校単位での参加であり、ご質問にありますような複数の学校が1つのクラブを形成していることはないようです。

②の「今年度の郡中体連では、いくつかの学校による合同チームが参加した例はあったのか。また、今年度の中体連にクラブチームの参加はあったのか」についてお答えいたします。今年度の東彼杵郡中学校体育大会は5月28日に球技と武道競技大会がありました。そして、6月13日に陸上競技大会が開催されましたが、一部の団体競技において、選手数の不足により、学校間で選手の貸し借りがあったようですが、当初から複数の学校による合同チームとして郡中学校体育大会に参加したチームはございませんでした。同様にクラブチームも郡中学校体育大会への参加はございませんでした。なお、7月23日に開催されました県中学校総合体育大会については、男子ソフトボール競技に本町に拠点を置くチームが特別枠で参加し準優勝を収めています。

③の「学校教育の一環である学校部活動の維持が困難となることが予測されるので、その前に、社会教育の範疇になる地域クラブ活動を整備するというのが国の方針のようであり、そのために、地域のスポーツ団体や文化芸術団体の整備充実、協議会による連携体制の構築、指導者や活動場所の確保というようなことを市区町村が進めるように指示されているが、本町においては、どのように進められているのか」との質問にお答えいたします。

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が示しました「学校部活動及び新た

な地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、ご質問にあげておられるような項目について市区町村が進めていくものとして記載がございますが、本町におきましては、今年度、運動部活動の地域移行に向けた実証事業としまして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に取り組むこととしております。その実証事業において、中学校、保護者、町の体育協会・文化協会、スポーツ推進団体等で構成する検討委員会を立ち上げ、連携体制の調査研究を行うこととしておりますが、現在は委員会の立ち上げに向けて、関係団体と調整を図っているところでございます。指導者や活動場所の確保といった点につきましては、持続可能な運営組織となる地域スポーツ団体の設立を目指して課題解決を図ってまいりたいと考えております。

最後に④の「学校の部活動がなくなれば、極めて重要な教育要素である生徒と学校の結びつきが希薄化するのではといったご懸念と部活動の地域移行後、学校と生徒の関係性をどう維持していくのか」というご質問にお答えいたします。

平成29年3月に告示された学習指導要領の総則第5には、次のような記述があります。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」ということをあげられております。

現在、進めようとしている部活動の地域移行は、学校部活動の教育的意義を継承・発展し、学校と地域が連携をとって、持続して指導する体制を整えようとするものと考えております。

中学校では、部活動の顧問が担当する競技や部門の専門外で、技術的な指導を外部指導者をお願いしていることは珍しいことではありません。そして現在も地域の方々の支援を受けて活動している部も多くあります。

田口議員のご質問の中に、「不登校が増えると思う」とのご意見ですが、全ての部活動が地域移行になったとしても、生徒と学校の関係が希薄になる

とは考えておりませんし、部活動の地域移行が原因で、一概に不登校が増えるとは考えてはおりません。

生徒の学校不適應の原因は複雑で、簡単に解決はできないものと思っておりますので、生徒一人一人に応じたカウンセリング等を行い、学校不適應の解消に向けて取り組んでいきます。

次に、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に出された学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインでは、部活動に地域移行は地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長を保證できるように、地域の持続可能で多様な環境を一体的な整備により、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。」と謳っています。

この内容からは、決して教育にかける学校の熱意が感じられないということではなく、学校と地域が協力して子どもを育てていこうと読み取れるのではないのでしょうか。

私も、生徒と学校の結びつきは、その後何十年にもわたってその生徒の人生に関わるものであり、極めて重要な教育要素というご意見には、全くそのとおりだと考えております。そのためにも、川棚町の実情に応じた部活動の地域移行を進めていきたいと考えているところです。以上、答弁といたします。

議 長 田口議員。

10番田口 実はもっと遅い時間になるだろうと思って、再質問は1つしか準備しておりませんので、第4点に関して、教育長の考えもお聞きしましたけれども、私の意見を述べながら、もう一回再質問をいたします。

今言われたとおり、昨年12月の文化庁・スポーツ庁のガイドラインには、「働き方改革」という文言もありました。「学校の働き方改革が進む中」とか、「学校における働き方改革等の観点を含め」とかいうようなことが書かれています。しかし、私はこの言葉には非常に抵抗感がありますので、先ほどの壇上での質問では触れませんでした。

私がこんなことを言ったら時代錯誤と言われるのでしょうかけれども、私は、先生たちが「働いている」という表現がどうも納得いかないのです。先

生たちは「教えている」ということが本当ではないかと思うのです。「働いている」という表現がどうも納得いかない。そして、もし働き方改革って言ってその先生方が「教えておられる」ことを「働いている」と表現をするのであれば、その働き方の改革っていうものは、教育効果が上がるという方向でないと改革にはならんと思うんですよ。だから、今考えられているような地域移行ってのが本当にそうなのかと、教育効果があるっていうことなのか、逆じゃないのかな、教育効果のアップにつながるとは思えませんがねと、そういう気がするので、私はこのテーマを取り上げているわけです。

そして私は、先生たちが教えるということは、単に数学や英語を教えるということじゃなくて、生徒たちに、人生の生き方を教えるということだと思っております。私たちは中学生のころ、そういう先生たちの熱い気持ち、熱意を受けて育ってきたと思っております。だから私は、生徒と学校、あるいは生徒と先生の、そういう熱い結びつきがあってはじめて、本当の教育効果が現れるものと思っております。生徒と学校、あるいは生徒と先生の熱い結びつきをどうやって作っていくのか、あるいはどうやって維持していくのか、そういった点が今クラブ活動の地域移行ということが進められているこの時期に、再度問われているのではないかと思います。先ほど答弁いただきましたが、この点について、再度教育長のお考えをお聞きします。

議 長 教育長。

教 育 長 私も教員と保護者の両方の立場で、今までできておりました。若いときは、子どものためにも家庭がないので、土曜も日曜もなく、仕事でほとんど学校に一年間おった経験があります。ところが家庭を持ちますと、なかなかそういうわけにはいかず、一人の社会人、人間として、家庭人として家族のためにも働かなくては行けないと。それを犠牲にして学校のためっていうことで子どものためっていうことで個人を犠牲にしていいのか、そこはまた考えなければいけないことで、このバランスが非常に大事だと思えます。だから先生というのは、「先に生まれたもの」ではなく、「先を生きるもの」だと教えられました。だから若くても先生は先生だということで、生き方を教えるという考え方は全く私も同感です。10も20も若い人は先生と言われるのは、私にとってはごく普通だと思っておりますので、自分の生活と健康を守りながら子どもたちに生き方を教える、そのバランスを取っ

ていく時代ではないかと考えております。以上です。

議 _____ 長 田口議員。

10番田口 以上で終わります。

(16:26)

議 _____ 長 通告者の質問が、全て終了をいたしましたので、これで一般質問を終わります。

議 _____ 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立を願います。お疲れ様でした。

(16:27)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村 井 達 己

会議録署名議員 _____ 毛 利 喜 信

会議録署名議員 _____ 小 牟 田 一 紀